

市民一人ひとりが
共に支え合い安心して暮らせる
ふるさとづくり

第4章

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

地域に住むすべての人が、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるように、互いの生活への理解を深めるための機会や場を設けることや自身の健康状態や生活機能を維持・向上するための自発的努力（セルフケア）が必要です。

そのため、(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実、(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり、(3) 地域福祉活動への参加の促進、(4) 権利擁護の取組を進めます。

こうした取組を通じて、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる愛着の持てる地域づくりを進めます。

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

本市においては、すべての住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざしています。そのため、市民が「地域包括ケアシステム」を知り、理解を深め、何らかの行動に移すきっかけとなる情報提供が必要となります。

こうした中で、まずは、市民が必要な保健医療福祉サービス等の情報を入手できるような情報提供を推進します。具体的には、「高齢者福祉のしおり」「ふれあい―障害福祉の案内―」などの冊子や、インターネット「かわさきのお医者さん」を通じた医療機関の情報、地域子育て支援センターを通じた子育て情報等、様々な情報提供を進めます。

また、福祉に関する制度の情報や地域情報などを効果的に提供するため、川崎市総合福祉センターでは、地域福祉情報バンク事業において、「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」等による情報提供を進めます。さらに、市内の障害者福祉サービス事業所や保育所等を対象として、利用者が選択する際の参考となるよう、福祉サービス第三者評価事業により、福祉サービス事業者の情報提供を推進します。

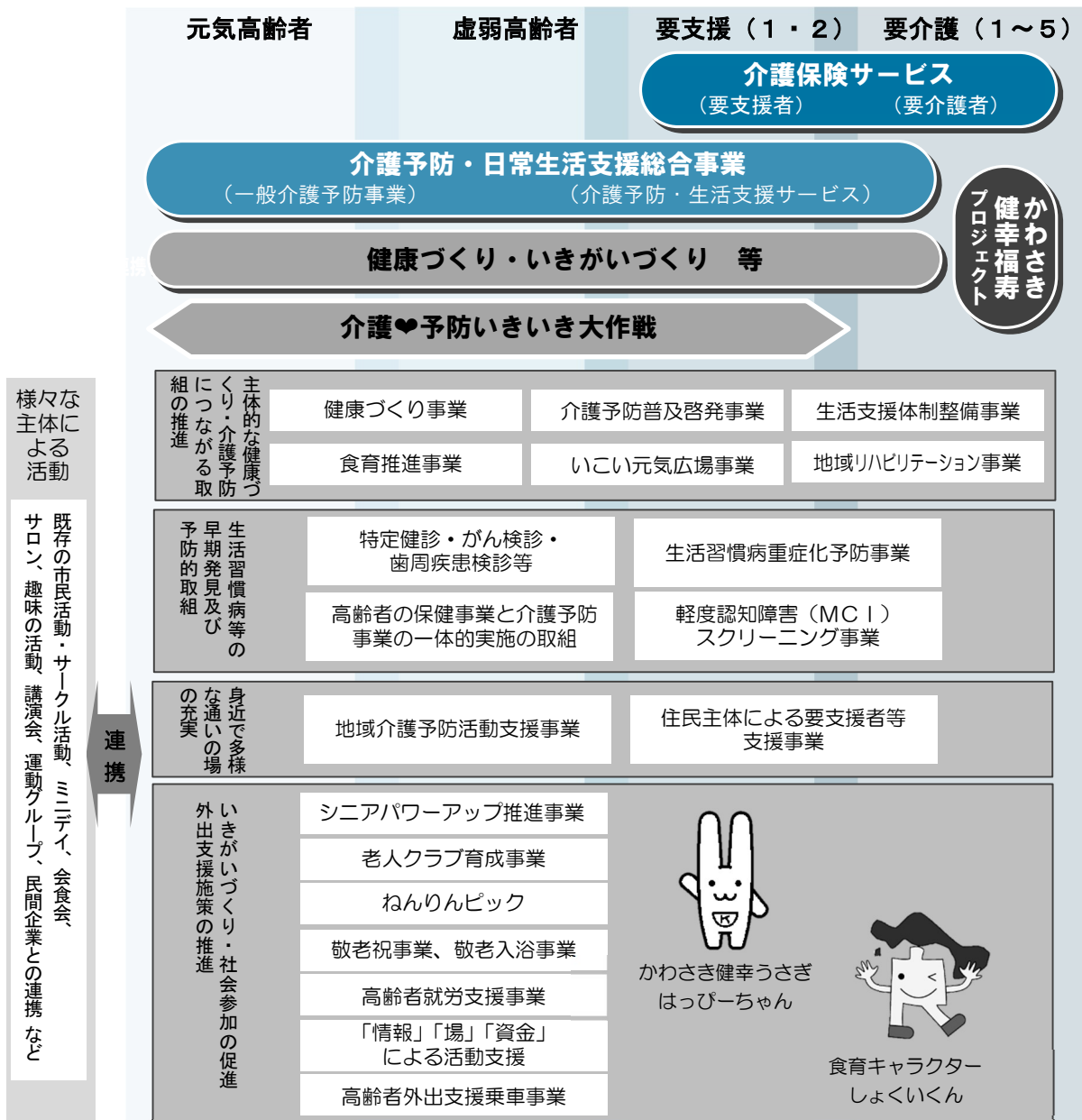
| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|---|--|------------------------|---------------|---------------|
| | 令和4～5 (2022～23) 年度 | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
| 地域子育て支援事業 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。 | ●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 | | | |
| | 事業の利用促進に向けた取組の推進 | | | |
| | ・R4延べ利用人数：151,479人、53か所 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | 利用者ニーズに寄り添った支援の実施 | | | |
| | ・検討結果に基づく取組の推進 ・利用者支援事業の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | 保育・子育て総合支援センターの整備に伴う施設の開所 | | | |
| | ・(仮)地域子育て支援センターつちはしの開所 | ・(仮)地域子育て支援センターつちぶちの開所 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●ふれあい子育てサポートセンター事業の実施 | | | |
| | ○事業の利用促進に向けた取組の推進 | | | |
| | ・R4子育てヘルパー会員平均登録数：737人 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| ●地域におけるボランティアによる子育て支援活動の参加促進 | | | | |
| ・子育てボランティア活動の参加促進に向けた取組の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●子育てに関する効果的な情報提供の実施 | | | | |
| ・「かわさき子育てガイドブック」の作成 ・「かわさき子育てアプリ」等による情報提供の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 福祉サービス第三者評価事業 福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資する情報提供を図るため、福祉サービス第三者評価を推進します。 | ●福祉サービス第三者評価の受審の促進 | | | |
| | ・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●評価調査者養成研修の実施 | | | |
| | ・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| ●評価結果の公表 | | | | |
| ・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 地域福祉情報バンク事業 川崎市総合福祉センターにおいて、多様化する生活ニーズに対応して、福祉団体や福祉サービス、福祉関連図書等の地域情報を提供するとともに、相談に応じます。 | ●地域福祉情報提供サイト（かわさき福祉情報サイト「ふくみみ」）の運営 | | | |
| | ・福祉サービス、ボランティア団体情報、福祉教育に関する情報等の情報発信の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●情報バンク通信の発行 | | | |
| | ・年4回発行 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| ●総合相談事業の実施 | | | | |
| ・社会福祉全般に関わる相談、弁護士等の専門相談の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 障害者社会参加促進支援事業 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業やパラスポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組みます。 | ●障害者社会参加推進協議会の実施 | | | |
| | ・R4開催回数：2回 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●障害者週間記念のつどいの開催 | | | |
| | ・R4開催回数：1回 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●障害者作品展の開催 | | | |
| | ・R4開催回数：1回 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施 | | | |
| | ・R4参加者数：1,907人 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| ●心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施 | | | | |
| ・神奈川県内共通の「ヘルプマーク」の配布・普及 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●コミュニケーションの支援の実施 | | | | |
| ・「視聴覚障害者情報文化センター」の運営等を通じた視聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |

(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣や社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まですべての市民が共に支え合いながら希望を持ち、ライフステージに応じて、心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざします。

そのため、若い世代から健康づくりや生活習慣病予防の取組を進めるとともに、高齢期の社会参加の促進も含め、健康づくりや介護予防を早期に実施できるような地域における環境づくりを進めます。

【本市におけるいきがい、健康づくり、介護予防の取組の仕組み】



地域包括ケアシステムの推進～自助・互助・共助・公助～

- 自立的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させるセルフケア意識の醸成
- 地域のつながりの中で助け合いを意識し取り組む自主的な活動の取組
- ケアを必要とする人を地域全体で支えていくための仕組みづくり

| 事務事業名等 | 現状 | 事業内容・目標 | | |
|---|---|--|---|---|
| | 令和4～5(2022～23)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 |
| 健康づくり事業 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「川崎市健康増進計画」に基づく取組を推進します。 | ●「健康増進計画」に基づく取組の実施 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> さまざまな主体と連携した取組の実施 市民の主体的な健康づくりの更なる促進に向けた取組の実施 各種事業等を通じた歯科口腔保健に関する普及啓発の実施 R5「第3期川崎市健康増進計画」の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく取組の推進 |
| | ●若い世代の健康づくりの取組の実施 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 妊婦とそのパートナーを対象に歯科健診を含めた総合的な健康づくりの取組(歯っぴーファミリー健診)の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| 介護予防事業 高齢者の自立支援の取組を推進するとともに、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進めます。 | ●地域の実情に応じた多様なサービスの提供の実施 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの提供 要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の養成 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | |
| | ●介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 地域における担い手の発掘 介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| | ●自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 介護予防や重度化防止に向けた「いこい元気広場事業」によるフレイル予防の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| ●地域リハビリテーション支援拠点による介護予防の推進に向けた支援の実施 | | | | |
| 地域リハビリテーション支援拠点の整備 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 検証結果に基づく第2期地域リハビリテーション支援拠点の整備に向けた検討 | <ul style="list-style-type: none"> 第2期地域リハビリテーション支援拠点の運営開始 | <ul style="list-style-type: none"> 地域リハビリテーション支援拠点の取組効果と実施体制の検証 | <ul style="list-style-type: none"> 検証結果に基づく第3期地域リハビリテーション支援拠点の整備に向けた検討 | |
| 支援の質の向上の取組の推進 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 相談支援・ケアマネジメント会議との連携による研修等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | | |

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|--|--|---------------|---------------|---------------|
| | 令和4～5 (2022～23) 年度 | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
| 生涯現役対策事業 高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、生きがいを支援します。 | ●「シニアパワーアップ推進事業」の実施 | | | |
| | ・R5自己啓発講演会開催回数：1回 ・R5シニア向け傾聴講座開催回数：1回 ・R5パソコン・スマホ講座開催回数：6回 ・R5情報誌の発行回数：2回 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●高齢者の健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねりんピック）への選手派遣 | | | |
| | ・R4 神奈川大会の開催 ・選手派遣 | ・選手派遣 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●いきがい・健康づくり等等普及啓発事業の推進 | | | |
| | ・R5講演会開催回数：1回 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施と持続可能な制度構築 | | | |
| ・R5対象者数：7,144人 ・敬老祝品贈呈事業の見直しの検討 | ・敬老祝品贈呈事業の見直しの実施 | ・新たな制度による事業推進 | ・継続実施 | |
| ●老人福祉の実施 | | | | |
| ・かわさき福寿手帳の見直しの検討 ・老人福祉大会・老人クラブ大会等の実施と老人クラブ活動、友愛活動に対する助成 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●外国人高齢者支援の実施 | | | | |
| ・外国人高齢者福祉手当の支給 ・ふれあい館における相談・交流事業の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 生活習慣病対策事業 生活習慣病に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりと生活の質の向上を図ります。 | ●生活習慣病予防等に向けた市民の取組の支援 | | | |
| | ・生活習慣病予防の取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●若年層・働き盛り世代への生活習慣病対策の実施 | | | |
| | ・関係機関や企業と連携した取組の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●効果的な普及啓発の実施 | | | |
| ・企業等と連携したイベントや広報等の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●生活習慣病重症化予防の取組の実施 | | | | |
| ・国民健康保険被保険者における生活習慣病ハイリスク者に対する働きかけの実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 食育推進事業 市民が健全な食生活を実践できるよう、「川崎市食育推進計画」に基づき食育の取組を推進します。 | ●「食育推進計画」に基づく取組の推進 | | | |
| | ・R5「第5期川崎市食育推進計画」の策定 | ・計画に基づく取組の推進 | ・計画に基づく取組の推進 | ・計画に基づく取組の推進 |
| ●イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発の実施 | | | | |
| ・多様な主体と連携したイベントや講座等の実施による普及啓発の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |

(3) 地域福祉活動への参加の促進

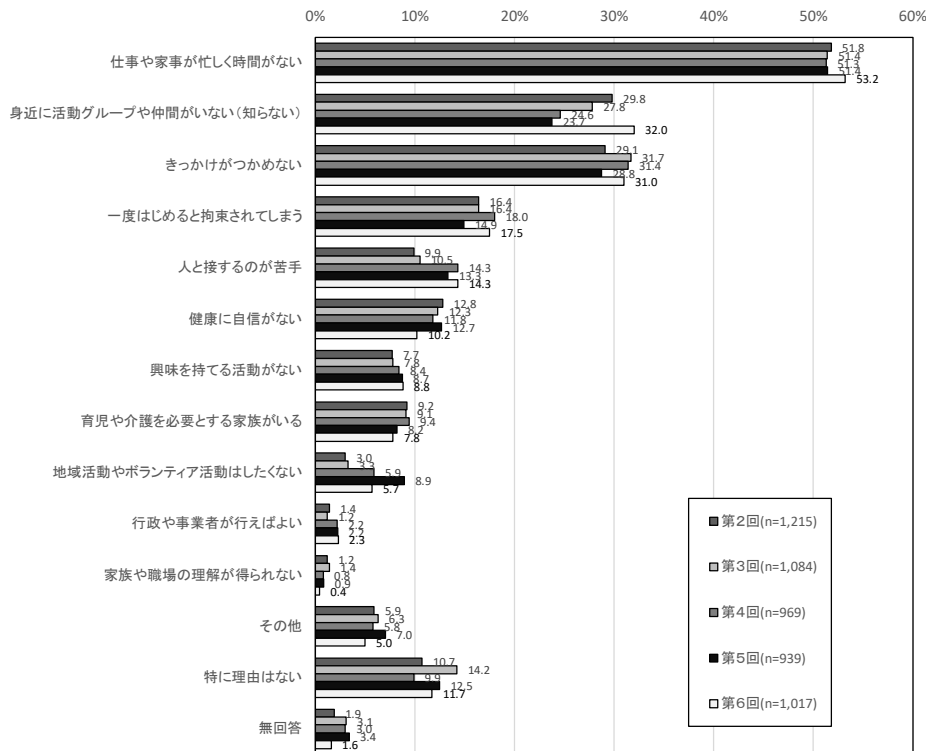
令和4年度川崎市地域福祉実態調査（17ページ参照）において、地域活動やボランティア活動に参加したことがない人の参加したことがない理由として、「仕事や家事が忙しく時間がない」が53.2%と最も多い一方で、「身近に活動グループや仲間がない(知らない)」(32.0%)、「きっかけがつかめない」(31.0%)などの理由も多く、前回(令和元(2019)年度)までの実態調査の結果と同様に、こうした活動に興味を持ちながらも、活動への参加につながっていない人が少なからずいることが分かります。

一方で、少子高齢化の進展により、現役世代3人が高齢者世代1人を支える「騎馬戦型社会」から、高齢者世代1人を現役世代1人が支える「肩車型社会」への移行が進み、これまで以上に、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた超高齢社会のまちづくりが求められます。

このような状況を踏まえ、1人ひとりの課題について、地域住民も一緒に解決に取り組むことで、他人事だった住民に「我が事」として捉えられる土壌が生まれ、地域づくりにもつながることが期待され、いわゆるインフォーマル・サポート*などの地域福祉活動への参加を促す取組の重要性が急速に増大しています。

地域の活動の担い手づくりとして、民生委員児童委員の活動支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域の人財づくりに向けた取組をはじめとした地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携により、地域福祉活動につながるような支援の取組を進めます。

〔地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由（複数回答）〕



資料：川崎市地域福祉実態調査

*インフォーマル・サポート：個人、近隣、ボランティア等による援助のこと。

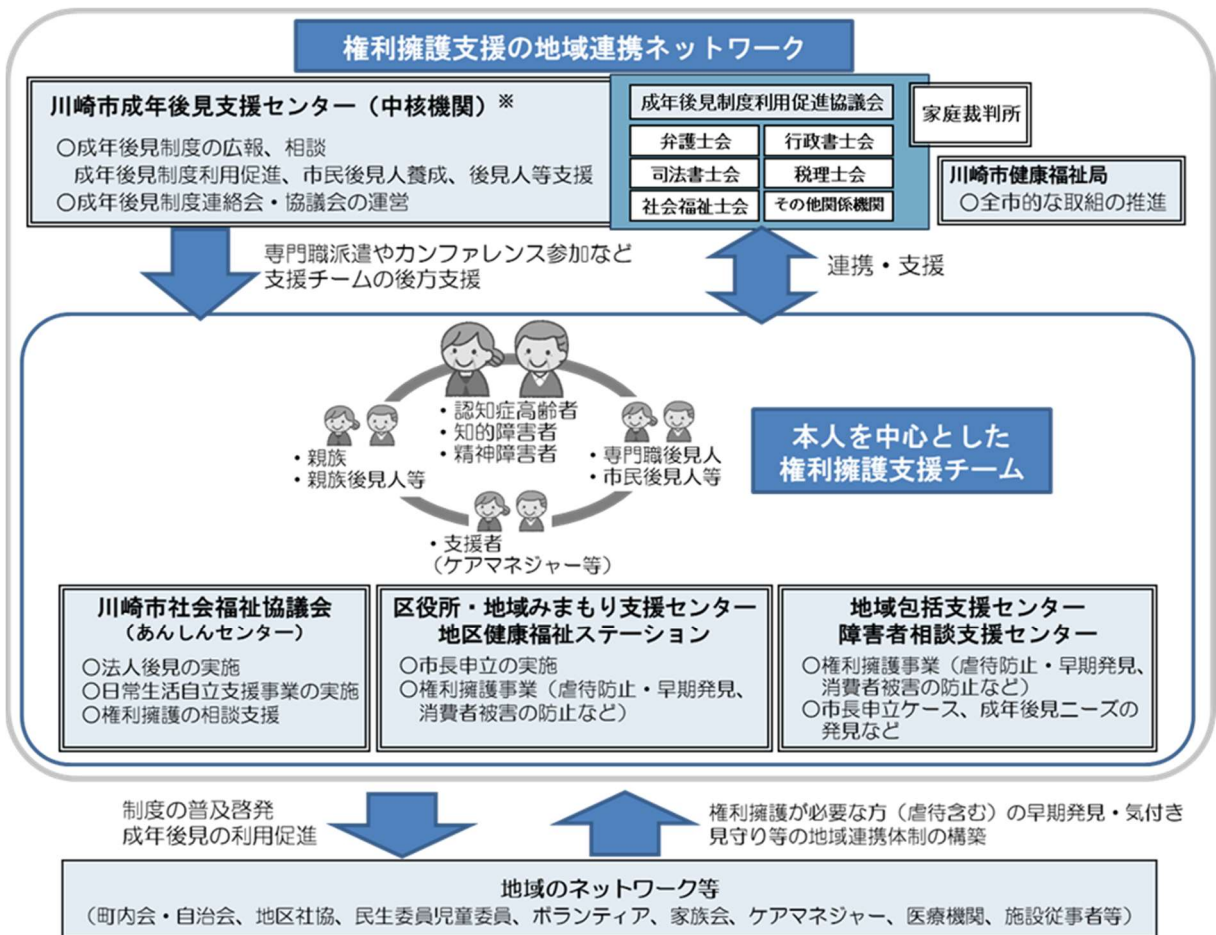
| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|---|--|-------------|-------------|-------------|
| | 令和4～5（2022～23）年度 | 令和6（2024）年度 | 令和7（2025）年度 | 令和8（2026）年度 |
| <p>民生委員児童委員活動育成等事業</p> <p>地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。</p> | <p>●民生委員児童委員の適正配置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 活動環境の向上等に向けた民生委員児童委員の負担軽減の取組の実施 <p>●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会への支援を通じた民生委員児童委員への育成・支援 <p>●活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 さまざまな媒体を活用した広報強化による活動支援の充実 | | | |
| <p>高齢者就労支援事業</p> <p>希望する高齢者の就業の機会を確保することにより、生きがいづくりと社会参加を促進します。</p> | <p>●高齢者の就業の場の確保</p> <p>シルバー人材センターに対する支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> R4会員数：6,309人 受注件数：5,349件 1人月平均就業日数：9.6日 | | | |
| <p>青少年活動推進事業</p> <p>地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。</p> | <p>●青少年を育成・指導する青少年関係団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年団体への支援 <p>●こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> こども110番事業への支援等 <p>●「二十歳を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> R4「成人の日を祝うつどい」協力運営ボランティア人数：133人 R4「青少年フェスティバル」協力運営ボランティア人数：137人 <p>●青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年指導員活動への支援 | | | |
| <p>地域における教育活動の推進事業</p> <p>地域社会で生き生きと活動する市民や子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。</p> | <p>●地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催 地域教育会議における地域教育コーディネーターの設置 <p>●「川崎市子ども会議」等の充実による子どもの育ちと意見表明の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども会議や子ども集会等の充実による意見表明の場の拡充 <p>●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> R4参加者数：3,296人 | | | |

(4) 権利擁護の取組（成年後見制度利用促進計画）

認知症高齢者をはじめ、知的・精神障害者の増加に伴い、訪問販売等による消費者被害や虐待など、権利侵害も増加していくことが見込まれることから、このような権利侵害を未然に防ぎ、認知症高齢者、知的・精神障害者等が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、「あんしんセンター」による日常生活自立支援事業の実施や、成年後見制度の利用を促進するなど、高齢者・障害者の権利擁護に一体的に取り組めます。

また、令和元（2019）年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権に関する施策を推進するとともに、人権オンブズパーソンにおける子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害についての相談対応等の取組、DV被害等への支援に関する取組など、地域住民が安心して暮らせるよう、権利擁護の取組を推進します。

【本市における権利擁護体制（高齢・障害分野）】



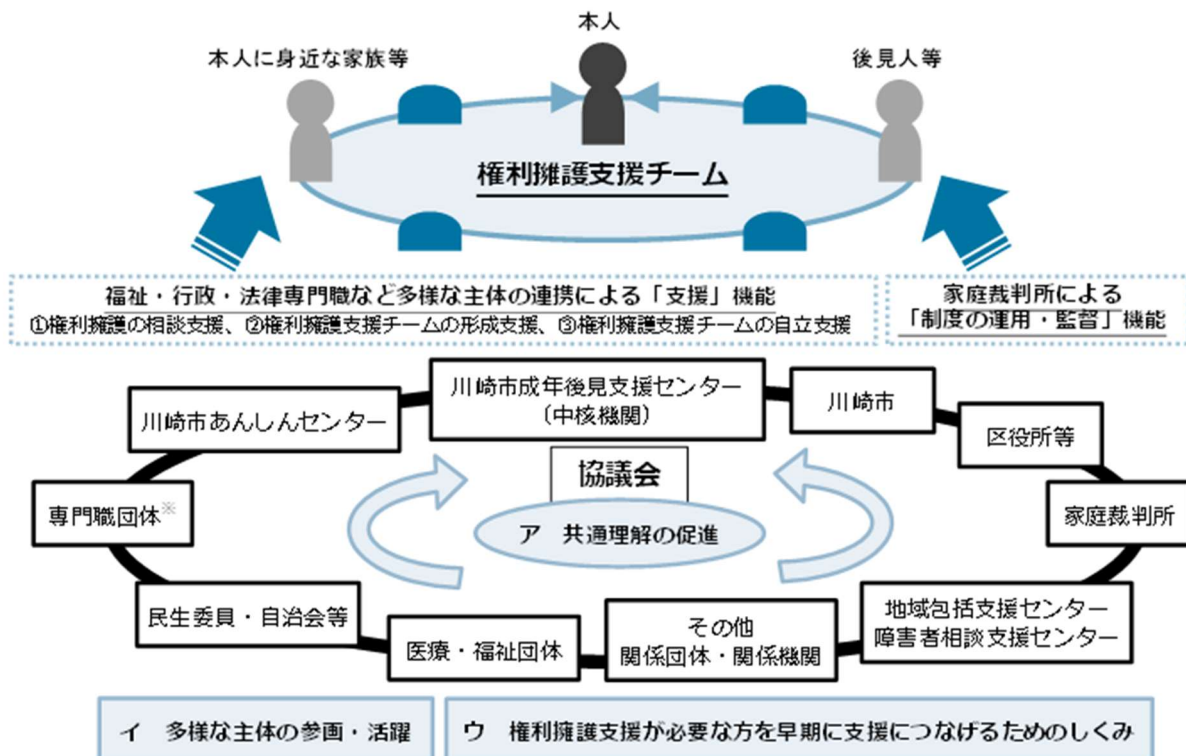
※「川崎市成年後見支援センター」を中心とした専門職団体を含む「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が、本人を中心とした権利擁護支援チームをサポートすることで、本人の意思決定支援及び身上保護を重視した権利擁護支援をめざしています。

成年後見制度の利用促進に向けては、これまで、法律・福祉等の専門職や関係機関等の連携体制を強化し、協力する体制づくりを進めるための合議体として「川崎市成年後見制度利用促進協議会」の実施や、その、事務局機能を担い、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援等の機能を有する「川崎市成年後見支援センター」（中核機関）を設置し、取組を推進してきました。その他にも、身寄りのない方等が成年後見制度を必要とする場合に、後見開始の申立を市長が行う市長申立や、申立費用の一部・後見報酬の助成などを行う「成年後見制度利用支援事業」等を実施しています。また、川崎市社会福祉協議会が運営する「あんしんセンター」においては、成年後見制度の法人後見や、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業を行っています。

令和4（2022）年度に実施した川崎市地域福祉実態調査では、成年後見制度について「すでに制度を利用している」「おおむね制度について知っている」が32.7%となっています。そのため、引き続き制度の普及・啓発に取り組むことや、多様な関係者へ制度の理解促進を図ることが必要です。また、今後も増加が見込まれる成年後見制度の利用者に対応するため、担い手の確保を図る必要があります。さらに、権利侵害を未然に防ぐために、権利擁護支援が必要な方を早期に支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

これらの取組を進めるため、本人を中心とした「権利擁護支援チーム」、中核機関としての「川崎市成年後見支援センター」、「川崎市成年後見制度利用促進協議会」の3層による「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の一層の充実を図ります。

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク概要図】



※弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会

地域連携ネットワークの一層の充実に向けた具体的な取組

ア 多様な関係者への「共通理解の促進」に向けた取組

成年後見制度について、多様な関係者から共通理解が得られるように、引き続き、関係機関への「成年後見制度パンフレット」の配布や、成年後見制度シンポジウム、市民向け研修会、関係機関向け研修会を実施します。また、町内会や民生委員・児童委員の集会等に直接訪問し制度の説明を行う「出張講座」を実施します。

地域の医療機関に対して、成年後見制度の概要や診断書の記載方法等を周知し、理解の促進を図ります。また、障害のある方が適切に成年後見制度の利用ができるように、分かりやすい広報ツール等により、効果的な広報を実施します。

権利擁護支援チームにおける多職種の効果的な連携による円滑な支援を推進するため、関係機関向け研修会等での後見人等の役割について周知やカンファレンス等への専門職の派遣など、専門職後見人とケアマネジャー等の支援者との相互理解を進めます。

任意後見制度やエンディングノートの活用など終活に関する普及・啓発を行い、自己決定を推進する取組を進めます。また、川崎市社会福祉協議会では、終活支援事業（川崎市未来あんしんサポート事業）を令和4年度からモデル的に実施しています。

イ 「多様な主体の参画・活躍」に向けた取組

引き続き、地域における権利擁護の担い手のひとつとして、市民後見人を養成します。市民後見の受任促進に向けて、専門職後見人からのリレーや複数受任等の検討を行います。また、親族後見人を対象として、後見事務等に関する勉強会を開催するなど、親族後見人等への支援をすすめます。

市内の多様な法人後見実施団体と連携し、法人後見の受任促進に向けた検討を行うとともに、権利擁護支援のさらなる充実に向け、地域における多様な分野・主体が連携する機会の創設に向けた検討を行います。

ウ 権利擁護支援が必要な方を早期に支援につなげるためのしくみづくり

引き続き、後見人等候補者の選定が困難な場合に適切な候補者の選定を行う「受任調整会議」を実施します。

相談機関が金銭管理支援事業や成年後見制度の必要性を判断するツールとして作成した「成年後見制度等活用に関する相談機関向けガイド」を活用し、早期支援及び適切な市長申立ての実施を図ります。

「川崎市成年後見制度利用促進協議会」に法律・福祉等の構成団体の追加を検討するなど関係機関等の連携体制の充実を図ります。

成年後見制度利用支援事業を推進し、また、「日常生活自立支援事業」等関連する事業から成年後見制度への早期の移行を検討することで、権利擁護が必要な方に対して、早期に支援につなげる仕組みを構築します。

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|--|---|-------------|-------------|-------------|
| | 令和4～5(2022～23)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 |
| <p>権利擁護事業</p> <p>高齢者、障害者を含め誰もが、消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。</p> | <p>●成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営数：各区1か所 継続実施 継続実施 継続実施 <p>●成年後見制度利用促進計画に基づく取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催：R4 4回 開催回数4回 開催回数4回 継続実施 中核機関職員や専門職の派遣等による相談支援の実施 市民後見人の養成、フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援の実施 <p>●障害者差別解消法に基づく取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員への周知及び研修等の実施 継続実施 継続実施 継続実施 市民や事業者への普及・啓発 障害者差別解消支援地域協議会の運営 | | | |
| <p>人権オンブズパーソン運営事業</p> <p>子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。</p> | <p>●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談に対する助言及び支援 継続実施 継続実施 継続実施 救済申立てに関する調査・調整等の実施 相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進 | | | |
| <p>女性保護事業</p> <p>日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。</p> | <p>●女性相談の実施</p> <p>女性相談員による相談・自立支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 継続実施 継続実施 継続実施 <p>DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 継続実施 継続実施 継続実施 <p>効果的な相談支援体制等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 継続実施 継続実施 継続実施 <p>●DV被害者等の緊急一時保護の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時における対応事業実施 継続実施 継続実施 継続実施 | | | |
| <p>子どもの権利施策推進事業</p> <p>子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。</p> | <p>●子どもの権利に関する広報及び意識普及の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> さまざまな広報媒体を活用した取組の推進 継続実施 継続実施 継続実施 <p>●さまざまな世代に向けた広報資料による意識普及の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 意識普及の促進に向けた取組の推進 継続実施 継続実施 継続実施 R4広報資料配布部数：284,613部 <p>●「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 第7次行動計画に基づく取組の推進 継続実施 第8次行動計画の策定 継続実施 <p>●「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査を踏まえた取組の推進 継続実施 調査の実施 継続実施 | | | |

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

地域に住むすべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、生活基盤としての「住まい」の確保とともに本人の希望やライフスタイルに合った「住まい方」を実現することが求められています。

そのため、(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備、(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備、(3) 活動・交流の場づくり、(4) 地域における移動手段の確保に取り組みます。

こうした取組を通じて、限られた資源を有機的に機能させながら、ケアのあり方を視野に入れた「まちづくり」を推進します。

※なお、ここでの「住まい」とは、一般の住宅やグループホーム等に、特別養護老人ホームや障害者支援施設等の入所施設を加えたものです。また、「住まい方」とは、家族等や地域コミュニティとの生活を送る中での関わりとそれを含めた多様な生活の仕方を表すものです。

(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

今後の超高齢社会においては、ケアを必要とする人は増加していくことが見込まれます。こうした中で、個々人の尊厳を保持し、本人が希望する生活を実現していくためには、ケアを必要とする人への多様な対応が求められています。

高齢分野では、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を行い、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。

障害分野では、グループホーム整備の支援の取組や、希望する住まいでの継続した生活を支援できるよう、多様なニーズに対応できるサービス基盤の整備に向けた取組を進めます。

児童分野では、子育てしやすい環境の整備に向けて、地域の需要を分析しながら、新規整備に限らず既存の施設や事業を有効活用することにより保育受入枠を確保するなど、待機児童対策を継続するとともに乳幼児期の子どもの生活の場と成長を支える「保育・幼児教育」や、子どもの心身の成長と保護者の子育てを支える「母子保健」といった、子どもの成長を根幹から支える基盤制度に引き続き取り組みます。

| 事務事業名等 | 事業内容・目標 | | | |
|--|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和4～5(2022～23)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 |
| 介護サービスの基盤整備事業 多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備や地域密着型サービスの充実などの、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。 | ●「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)」の着実な推進 | | | |
| | ・「第9期」計画の策定 | ・計画に基づく取組の実施 | ・計画に基づく取組の実施 | ・継続実施 |
| | ●特別養護老人ホームの整備 | | | |
| | ・R5.3月の累計:5,208床 | ・R7.3月の累計:5,361床 | ・R8.3月の累計:5,577床 | ・R9.3月の累計:5,577床 |
| | ●介護老人保健施設の整備 | | | |
| | ・R5.3月の累計:2,281名 | ・R7.3月の累計:2,281名 | ・R8.3月の累計:2,431名 | ・R9.3月の累計:2,531名 |
| | ●介護医療院の整備 | | | |
| | ・R5.3月の累計:0床 | ・R7.3月の累計:0床 | ・R8.3月の累計:0床 | ・R9.3月の累計:100床 |
| | ●介護付有料老人ホームの整備 | | | |
| | ・R5.3月の定員数:7,759床 | ・R7.3月の定員数:8,028床 | ・R8.3月の定員数:8,108床 | ・R9.3月の定員数:8,188床 |
| | ●認知症高齢者グループホームの整備 | | | |
| | ・R5.3月の累計:262ユニット | ・R7.3月の累計:276ユニット | ・R8.3月の累計:278ユニット | ・R9.3月の累計:281ユニット |
| | ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 | | | |
| | ・R5.3月の累計:26か所 | ・R7.3月の累計:32か所 | ・R8.3月の累計:34か所 | ・R9.3月の累計:36か所 |
| ●(看護)小規模多機能型居宅介護の整備 | | | | |
| ・R5.3月の累計:67か所 | ・R7.3月の累計:74か所 | ・R8.3月の累計:80か所 | ・R9.3月の累計:87か所 | |
| ●高齢者福祉施設の老朽化対策及び再編整備の推進 | | | | |
| 「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」及び「高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画」に基づく取組の実施 | | | | |
| ・計画に基づく取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●介護サービスの質の確保に向けた取組の実施 | | | | |
| ・監査指導の実施 ・状況を的確に捉えた対応の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 障害福祉サービスの基盤整備事業 障害者の地域における生活の場や、日中活動の場を確保するため、障害者通所事業所等の整備を進めます。 | ●障害者通所事業所等の整備 | | | |
| | ・R5.4月の生活介護事業所数:全83か所 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ・小規模生活介護事業所の整備 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●障害児・者福祉施設の老朽化対策及び再編整備の推進 | | | |
| 「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画 第1次実施計画」に基づく取組の推進 | | | | |
| ・計画に基づく施設の長寿命化や建替え等の支援の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 公立保育所運営事業 保育子育て総合支援センターと公立保育所が連携し「地域の子ども・子育て援」、「民間保育所等への支及び公民保育所人材育成」「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を進めます。 | ●保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進 | | | |
| | ・整備の推進 ・宮前区保育・子育て総合支援センターの開所 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●公立保育所の老朽化対策の実施 | | | |
| | ・計画的な施設保全の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●保育・子育て総合支援センター等における地域の子ども・子育て支援や民間保育所への支援等の実施 | | | |
| ・地域の子ども・子育て支援の実施 ・民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●多様なニーズに対応した保育の提供 | | | | |
| ・一時預かり事業の実施 ・医療的ケア児の受入れの実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|--|---------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 令和4～5（2022～23） 年度 | 令和6（2024） 年度 | 令和7（2025） 年度 | 令和8（2026） 年度 |
| | ●障害児保育の巡回相談や発達相談の実施 | | | |
| | ・専門相談員による個別的な相談指導の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| 認可保育所等整備事業 | ●さまざまな手法を活用した認可保育所等における保育受入枠の拡大 | | | |
| 保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可等を整備することで、保育受入枠を確保します。 | ・R5.4月の定員数確保に向けた整備等（716人） | ・継続実施 | ・継続実施 | ・計画改定に合わせた見直しの検討 |

(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

住まい・住まい方に対するニーズの多様化や更なる少子高齢化など、本市の住宅政策を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者や生活困窮者、子育て世帯等が安心して住み続けられるよう、居住ニーズやライフスタイル、ライフステージ等に応じた住宅を確保しやすい仕組みづくりに取り組みます。

| 事務事業名等 | 現状 | | | |
|--|---|------------------------------|-------------|-------------|
| | 令和4～5(2022～23)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 |
| 住宅政策推進事業 「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案、調査等を実施するとともに、子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズ等に応じた民間住宅の誘導に取り組みます。 | ●「住宅基本計画」に基づく住宅・住環境に関する施策の推進 | | | |
| | ・計画改定 | ・取組の推進、進行管理 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●「高齢者居住安定確保計画」に基づく高齢者の住まいに関する施策の推進 | | | |
| | ・計画改定 | ・取組の推進、進行管理 | ・計画改定に向けた検討 | ・継続実施 |
| | ●子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズや社会環境の変化に応じた民間住宅の誘導 既存戸建住宅の世代間循環促進による子育て世帯へのゆとりある住宅の供給誘導 サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導 | | | |
| ・供給誘導 | ・新たな計画に基づく取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 社会環境の変化等を踏まえたこれまでの誘導施策の検証及び施策の検討 | | | | |
| ・住宅基本計画等への位置づけ | ・新たな計画に基づく取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 市営住宅等管理事業 市営住宅等の計画的な維持管理等の実施や効果的な入居・管理体制の導入を進め、住宅困窮世帯等への的確・公平な市営住宅等の提供を図るとともに、空き駐車場の増加等への対策など、市営住宅等の適切な運営・活用を図ります。 | ●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく効率的な整備・管理の推進 | | | |
| | ・修繕、維持管理の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●よりの確・公平な提供に向けた取組の推進 | | | |
| | ・住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の推進 | ・住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の拡充 | ・入居新制度の運用推進 | ・継続実施 |
| | ●社会情勢の変化等を踏まえた市営住宅等管理業務に関する取組の推進 | | | |
| | ・管理代行業務・モニタリングの実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●市営住宅等の使用に関する適正管理 | | | |
| ・使用料の適正管理 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等の適正な管理・運営 | | | | |
| ・コインパーキング等の管理・運営 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 市営住宅等ストック活用事業 「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、建替え及び改善等の実施や、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅用地の活用を進めます。 | ●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく効率的な整備・管理の推進 | | | |
| | ・取組の推進、進行管理 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進 | | | |
| | ・R4建替え・改善等実施完了棟数：8棟 ・R5建替え・改善等実施完了棟数：6棟 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| ●「地域包括ケアシステム」の構築に向けた大規模建替えに伴う市営住宅用地の活用の推進 | | | | |
| ・市営住宅用地の活用に関する調整 ・提供公園や社会福祉施設用地の創出： R4 1団地 R5 1団地 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|---|------------------------------------|---------------|-------------|-------------|
| | 令和4～5（2022～23）年度 | 令和6（2024）年度 | 令和7（2025）年度 | 令和8（2026）年度 |
| 民間賃貸住宅等居住支援推進事業 高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。 | ●「居住支援協議会」による入居・生活支援の促進 | | | |
| | 居住支援協議会の運営 | | | |
| | ・地域の担い手や家主等との連携強化の検討 | ・連携強化による取組の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | 住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施 | | | |
| | ・R4相談件数：534件 ・住宅確保要配慮者への物件情報の提供 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | 入居手続の同行等支援 | | | |
| ・R4支援件数：16件 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住の安定化 | | | | |
| ・R4支援件数：77件 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 健康リビング推進事業 衛生的な住まい方に関する支援を実施し、健康で快適な生活環境を確保します。 | ●衛生的な住環境の確保に向けた取組の実施 | | | |
| | ・R4講習会実施回数：116回 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |

(3) 活動・交流の場づくり

地域福祉の着実な推進に向けて、地域住民の自発的・主体的活動の場としての活動・交流の場づくりが求められています。

活動・交流の場については、公共施設として、行政が環境整備を図っているものだけでなく、町内会館等の地域住民の集会施設や民間のスペースを活用して地域活動が行われているケースなども多くあります。こうした活動・交流の場の有機的な連携を進めていくことが重要です。

本市としては、これまで、地域福祉推進の拠点である「総合福祉センター」や、各区の「福祉パル」において、地域福祉の推進を図ってきました。また、対象者別の施設として、高齢者を対象に健康・生きがいづくりなどを推進することを目的として、各区に「いきいきセンター」、市内48か所にて「いこいの家」の運営を行っています。

子育て中の親子に交流の場を提供し、子育てに関する悩み相談ができる「地域子育て支援センター」を、「保育・子育て総合支援センター（川崎区、中原区、宮前区は設置済み。今後、各区1か所設置予定。）」のほか、保育所やこども文化センター内で運営しています。また、遊びを通した子どもの健全育成や居場所としての機能のほか、地域の子育て支援や、市民活動の推進を目的に、市内59か所にて「こども文化センター」等の運営を行っています。さらに、学校施設を活用しながら「地域の寺子屋事業」などを推進しています。

いこいの家については、乳幼児や青少年など幅広い年代が利用することも文化センターと連携を図ることで、地域の中であらゆる世代が交流できるよう、両施設間における多世代交流を進めてきました。

こうした取組等を踏まえ、今後のいきいきセンター及びいこいの家については、両施設のあり方やより効果的な活性化の方策についての方向性を示すことを目的に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画（IRAP）」に基づき、多世代交流を含む地域交流事業としてこども文化センターをはじめとした既存施設や、地域住民との交流機会を確保するなど、地域の方々により幅広く活用してもらえるような取組を進めていきます。

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|---|--|---------------|---------------|---------------|
| | 令和4～5 (2022～23) 年度 | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
| 地域福祉施設の運営 各種団体や地域住民の活動の場として、総合福祉センター等の運営を行います。 | ●総合福祉センターの運営 | | | |
| | ・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| いこいの家・いきいきセンターの運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。 | ●福祉パルの運営（7か所） | | | |
| | ・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| いこいの家・いきいきセンターの運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。 | ●指定管理者によるいこいの家 48 か所、いきいきセンター7か所の運営 | | | |
| | ・R4いこいの家利用者数：351,664人 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ・R4いきいきセンター利用者数：172,693人 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●いこいの家・老人福祉センター活性化計画に基づく施設の老朽化対策や有効活用等の実施 | | | |
| | ・施設の状況を踏まえたいこいの家の老朽化対策の検討・実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ・いこいの家の機能重視の考え方への転換と施設配置の見直しの実施 | | | |
| | ・新たな利用者の獲得に向けた取組の実施 | | | |
| | ●いこいの家、いきいきセンターの移転・整備 | | | |
| | 支所庁舎建替え等に伴う大師・田島いこいの家の移転 | | | |
| | ・複合施設の管理運営手法等の検討、調整 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| 小杉駅周辺地区（日本医科大学地区）への中原いきいきセンターの移転 | | | | |
| ・中原いきいきセンターの移転・整備に向けた取組の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●こども文化センター等との連携強化をはじめとした多世代交流の取組の推進 | | | | |
| ・R4事業実施数：52か所 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ・多世代交流の更なる推進 | | | | |
| こども文化センター運営事業 子どもの居場所を確保し、多世代との交流の中で、多様な体験やかつどうを通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援します。 | ●こども文化センターの運営 | | | |
| | ・適切な管理運営及び修繕の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ・新複合施設の管理運営手法等の検討・調整 | | | |
| 地域の寺子屋事業 地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。 | ●子どもたちの意見等を踏まえた放課後等の子どもの居場所の検討 | | | |
| | ・意見聴取及びニーズ等を踏まえた放課後等の子どもの居場所に係る方向性等の検討と取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進 | | | |
| ・事業の拡充及び円滑な運営に向けた支援 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保 | | | | |
| ・養成講座の実施による寺子屋の運営に参画する人材の確保 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ・人材確保に向けた広報の充実 | | | | |
| ●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 | | | | |
| ・フォーラムの開催 R4：1回 R5：1回 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等の推進 | | | | |
| ・地域ぐるみによる学習支援等の体制づくりの推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |

(4) 地域における移動手段の確保

高齢化の進展を背景とした公共交通に対するニーズや輸送需要が変化し、地域公共交通を取り巻く状況が変化してきました。

本市では、高齢者の社会参加の促進に向けて、路線バスを活用した外出を支援してきました。また、高齢者の増加に対応する持続可能な制度構築を目的としたICT活用の取組を進めました。障害者に対しては、バス乗車券や重度障害者福祉タクシー利用券交付事業を実施し、外出時の移動手段の確保に取り組んでいます。

コミュニティ交通の導入については、地域特性に応じて多様な主体と連携しながら、新技術等も活用したさまざまな運行手法の導入を図り、柔軟できめ細やかな移動手段の確保に向けた取組を推進します。

| 事務事業名等 | 事業内容・目標 | | | |
|--|--|--|--|--|
| | 現状 令和4～5(2022～23) 年度 | 令和6(2024) 年度 | 令和7(2025) 年度 | 令和8(2026) 年度 |
| <p>高齢者外出支援事業</p> <p>高齢者の外出を支援することにより、高齢者の社会参加を促進します。また、時代に即した持続可能な制度構築のための取組を推進します。</p> | <p>●高齢者の外出支援に向けた取組の実施</p> <p>持続可能な制度の構築を図りながら、高齢者の社会参加に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> バス優待乗車証のICT化の実施 ICTを活用した新たな外出支援施策の検討 <p>高齢者の増加に対応した持続可能な制度の構築に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用実態と事業費推シミュレーションに基づく制度見直しの検討 <p>NPO等による適正かつ円滑な有償送迎サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉有償運送の道路運送法上の手続における事業者支援 | <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した新たな外出支援策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な制度への見直しの実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| <p>障害者の移動手段の確保対策事業</p> <p>バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業等を実施し、外出時の移動手段を確保します。</p> | <p>●バス乗車券(ふれあいフリーパス)の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> R4交付者数：19,546人 利便性の向上と障害者の社会参加の更なる促進に向けた検討 <p>●重度障害者福祉タクシー利用券の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> R4交付者数：14,909人 <p>●主に全身性障害のため移動が困難な方等の移動手段を確保する、福祉キャブ(リフト・ストレッチャー付き福祉車両)の運行</p> <ul style="list-style-type: none"> R4稼働件数：5,196回 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| <p>地区コミュニティ交通導入推進事業</p> <p>「地域公共交通計画」に定めるコミュニティ交通の導入に向け、地域特性に応じて多様な主体と連携しながら、新技術等も活用したさまざまな運行手法の導入を図り、柔軟できめ細やかな移動手段の確保に向けた取組を推進します。</p> | <p>●行政主導により民間事業者等と連携した新たな取組の全市展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな制度やICT等、さまざまな運行手法の活用に向けた取組の推進 <p>●「地域交通の手引き」に基づくコミュニティ交通の導入に向けた地域協議会等への支援等の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな支援制度の運用及び市民への周知 <p>多様な主体との連携によるコミュニティ交通導入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組の検討・推進 <p>●コミュニティ交通導入済みの地区における利用促進に向けた地域協議会等の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高石地区、長尾台等における取組の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画の見直しに合わせた地域支援の効果検証 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

すべての地域住民を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政だけでなく、住民や町内会・自治会等の地縁組織、地域・ボランティア団体、事業者など地域内の多様な主体の取組が求められるとともに、各主体間の連携が必要になります。

また、新型コロナの影響等による社会状況の変化を踏まえ、災害時も想定した見守り活動などの地域課題の解決に向けては、民間事業者を含めた多様な主体による地域のつながりづくりが必要になります。

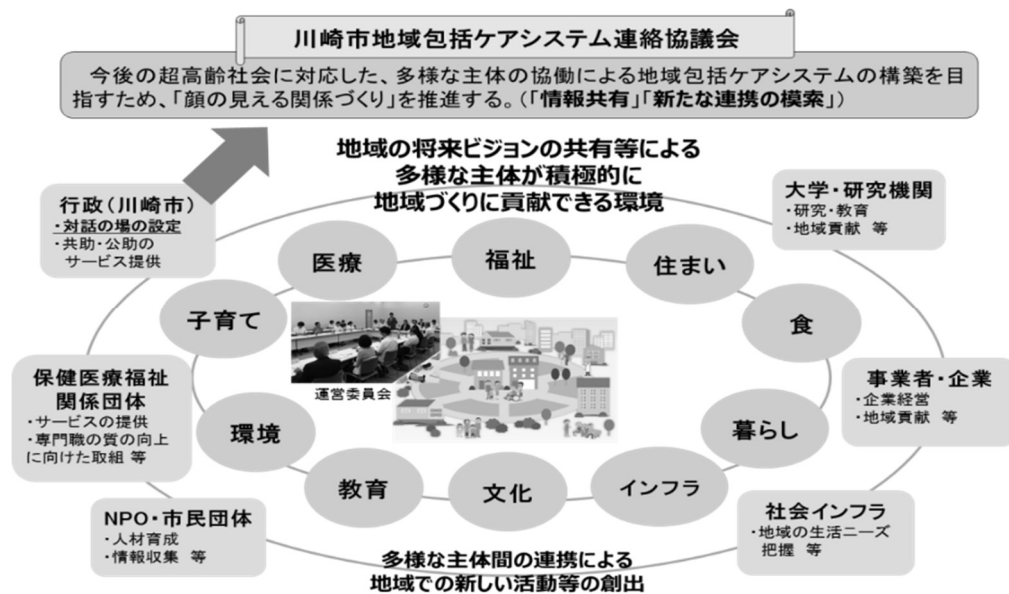
そのため、(1) 市民・事業者・行政の協働・連携、(2) ボランティア・NPO 法人等の支援、(3) 地域見守りネットワークの推進、(4) 災害時の福祉支援体制の構築に取り組みます。

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

限られた資源のもとで、多様性を重視した対応を効率的・効果的に図っていくためには、行政だけではなく、住民、町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、事業者など、市内の多様な主体による適切な役割分担が求められてきます。

そのため、自助、互助、共助、公助の役割分担による各々の特徴を活かし、柔軟な組み合わせによる「支え合い」の仕組みづくりをめざしています。

本市においては、これまで培ってきた多くのボランティア団体の活動や、都市部の特徴ともいえる多くの民間資源の継続的な活動を推進していくことをめざしており、川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会等を活用して、地域の目標を地域全体で共有していくため、地域のマネジメント機能を強化し、更なる市民・事業者・行政の協働・連携を進めます。



【地域包括ケアシステム連絡協議会の運営】

地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係団体、民間企業、大学等研究機関などの多様な関係機関が自由に情報交換・対話を進め、顔の見える関係づくりを通じて、それぞれの主体に応じた役割を自発的に担っていただけるよう、多様な参加者による新たな連携の可能性を模索し、気づきを得られる場づくりを進めます。

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|---|--|--|--|--|
| | 令和4～5（2022～23）年度 | 令和6（2024）年度 | 令和7（2025）年度 | 令和8（2026）年度 |
| <p>地域包括ケアシステム推進事業</p> <p>誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築を推進します。</p> | ●地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組の実施 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> リーフレットやポータルサイト、マンガなど、多様な手法と幅広い広報媒体を活用した様々な世代に向けた普及啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| | ●民間企業を含めた多様な主体と連携した地域づくりの取組の推進 | | | |
| | 地域包括ケアシステム連絡協議会の開催 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会の開催による「顔の見える関係づくり」の推進 開催回数：R4 2回 ワーキンググループによる新たな地域資源や取組の開発、協議会全体に波及する取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 開催回数2回 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 開催回数2回 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| | 地域包括ケアシステム懇話会の開催（交流会・講演会） | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> R4開催回数：2回 | <ul style="list-style-type: none"> 開催回数3回 | <ul style="list-style-type: none"> 開催回数3回 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| ●小地域における地域マネジメントの取組推進 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 各区における地区カルテを活用した地域課題の把握と地域との関係主体との共有・解決の支援 コミュニティ施策と連携した地域資源の開発・支援・コーディネート推進 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | |
| ●住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくり | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 多機関連携支援モデルを活用した相談支援体制の充実に向けた取組の推進 重層的な支援体制の構築に向けた取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | |

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|--|---|---|---|---|
| | 令和4～5（2022～23） 年度 | 令和6（2024） 年度 | 令和7（2025） 年度 | 令和8（2026） 年度 |
| 認知症高齢者対策事業 認知症に関する普及啓発や認知症等行方不明SOSネットワークの充実を図り、認知症高齢者等の地域による見守り機能の充実を図ります。 | ●認知症対応力向上に向けた各種研修の開催 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・R4 認知症介護指導者養成研修受講者数：0人 ・R4 認知症サポート医養成研修受講者数：7人 ・R4 フォローアップ研修受講者数：25人 ・R4 かかりつけ医研修受講者数：20人 ・R4 病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修受講者数：39人 | <ul style="list-style-type: none"> ・受講者数2人以上 ・受講者数6人以上 ・受講者数30人以上 ・受講者数50人以上 ・受講者数200人以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 |
| | ●早期診断・早期対応に向けた取組 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センターによる地域医療の提供及び連携の推進 ・認知症訪問支援チームによる支援の実施 ・軽度認知障害（MCI）事業の検討と本格実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 |
| | ●認知症高齢者等の支援の実施 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の実施 R4受講者数：4,519人 ・若年性認知症ガイドブック、認知症ケアパス等の普及 ・認知症カフェの普及 ・若年性認知症支援コーディネーターによる就労継続等の支援の実施 ・地域の多様な主体との連携による「チームオレンジ」の整備に向けた検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・受講者数：8,000人以上 ・継続実施 ・継続実施 ・地域の多様な主体との連携による「チームオレンジ」の整備・支援の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 | |
| ●介護者の負担軽減に向けた取組の推進 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・認知症コールセンターの運営 ・「認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業」の実施 ・認知症事故救済制度のあり方の検討結果に基づく取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 | |

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | | | |
|--|---|---------------------|-----------------|-------------------|---------------|---------------|
| | 令和4～5 (2022～23) 年度 | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
| <p>多様な主体による協働・連携推進事業</p> <p>市民、地域の団体、大学や自治体など、多様な主体が主体的に地域課題解決に向けて取り組めるような環境を整備するとともに、多様な主体との協働・連携の取組を推進します。</p> | ●「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の推進 | | | | | |
| | ・検証を踏まえた取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| | 「まちのひろば」プロジェクト及び「ソーシャルデザインセンター」の創出・運営支援に向けた取組等の推進 | | | | | |
| | ・ソーシャルデザインセンターの創出及び運営支援 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| | ●地域人材の担い手拡充に向けた取組の実施 | | | | | |
| | プロボノワーカー（仕事で培った経験やスキルを活かしたボランティア活動を行う人）と市民活動団体等とのマッチング事業の実施 | | | | | |
| ・マッチング事業の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | | |
| ●「つなぐっとKAWASAKI」の運用 | | | | | | |
| ・運用状況や運営上の課題に応じた機能見直しによる市民参加の支援 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | | |
| ●企業、大学、他自治体などの多様な主体と、それぞれの得意分野や地域特性を活かした協働・連携の取組の更なる推進 | | | | | | |
| ・協定締結数： 企業：466件 大学：93件 ※R5.3現在 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | | |
| <p>かわさき健幸福寿プロジェクト</p> <p>要介護度等の改善・維持を図った介護サービス事業所及びサービス利用者に、インセンティブを付与することで、安心して介護サービスを利用できるしくみづくりをめざします。</p> | ●プロジェクト実施による要介護度等の改善・維持の推進 | | | | | |
| | ・これまでの取組の検証と国や他都市の動向、データ分析を踏まえた事業の改善及び方向性の検討 | ・改善後のプロジェクトの実施 | ・継続実施 | ・検討結果に基づく新たな取組の実施 | | |
| | ・R4 参加事業所数：301事業所 | ・新たな取組の実施に向けた方向性の検討 | ・参加事業所数：375か所以上 | ・参加事業所数：400か所以上 | | |
| | ・R4 参加利用者数：437人 | ・参加利用者数：468人以上 | ・参加利用者数：500人以上 | | | |
| ●事業所が提供するサービスの質の向上及び利用者の生活の質の向上に向けた取組の推進 | | | | | | |
| ・一定の成果をあげた事業所及び利用者に対するインセンティブの付与 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | | |
| ・自立支援の実践のための講習会参加者数：37人 | ・講習会参加者数：30人以上 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | | |
| ・取組事例の共有による意識醸成と実践の促進のための研修会等開催回数：R4 1回 | ・研修会等開催回数：1回 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | | |

(2) ボランティア・NPO法人等の支援

少子高齢化が進展する中で、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い、共生していけるような地域の福祉力が、核家族化などの家族形態の変化とともに低下傾向にあります。

こうした中で、ボランティア、NPO、町内会・自治会その他の住民団体などの多様な主体が、力強く互助を担う仕組みや、住民と行政が相互に連携し、共に担い手となって地域の潜在力を十分に発揮し、地域力を創造する仕組みづくりが必要です。

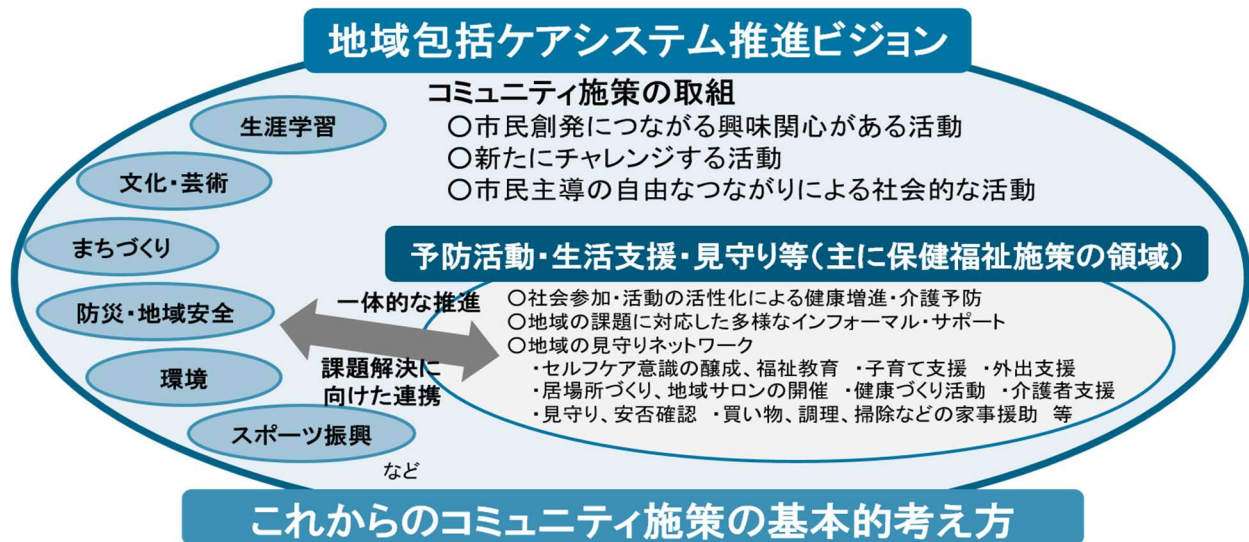
このような活動が活発に行われるように、川崎市社会福祉協議会の「ボランティア活動振興センター」や、「かわさき市民活動センター」などの中間支援組織によるボランティア・NPO活動等への支援を推進します。

また、平成31(2019)年3月には、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現する方向性を示すため、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」をまとめました。

さらに、地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革（ソーシャルイノベーション）を促す基盤（プラットフォーム）としての「ソーシャルデザインセンター」とも連携を図りながら、ボランティア・NPO活動や町内会・自治会の支援に向けた取組を推進します。

【コミュニティ活動の活性化に向けたイメージ】

「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成



| 事務事業名等 | 事業内容・目標 | | | |
|--|---|---------------------|---------------------|-------------|
| | 令和4～5(2022～23)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 |
| 市民活動支援事業 市民が行う自由な社会貢献活動である市民活動を活性化させるため、「かわさき市民活動センター」を通じた市民活動の中間支援機能を強化する取組を推進します。 | ●「かわさき市民活動センター」を通じた市民活動支援の促進 | | | |
| | ・R4施設等利用団体数：3,936団体 | ・施設等利用団体数：5,500団体以上 | ・施設等利用団体数：6,400団体以上 | ・継続実施 |
| | ●「かわさき市民活動センター」の機能強化の推進 | | | |
| | ・市内のさまざまな市民活動の中間支援組織のネットワーク化の推進メニューの開発・実施 ・多様な主体の協働・連携を促進する支援メニューの実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| ボランティア活動振興センターの運営支援 社会福祉協議会が運営するセンターにおいて、地域コミュニティを支えるボランティア活動を効果的に支援し、民間主導による地域福祉の推進を図ります。 | ●「ボランティア活動振興センター」を通じたボランティア活動の育成・支援 | | | |
| | ・ボランティア活動の振興 ・災害ボランティア活動の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●市民活動中の事故に対する「市民活動（ボランティア活動）補償制度」の実施 | | | |
| | ・制度の運用 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| NPO法人活動促進事業 NPO法人(特定非営利活動法人)活動の発展を一層促進するため、法人設立・運営支援や監督・指導を行うとともに、法人への寄付促進に向けた取組を推進します。 | ●NPO法人の設立認証、情報公開、監督等の実施 | | | |
| | NPO法人設立事務説明会、出張相談会の実施、監査・指導等の実施 | | | |
| | ・制度の運用 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●NPO法人の認定及び条例指定制度の適正な運用 | | | |
| | 審査会からの今後の運用の方向性に関する諮問・答申に基づく運用の実施 | | | |
| | ・制度の運用 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | 認定・条例指定制度説明会の開催 | | | |
| | ・説明会の開催 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●NPO法人運営の基盤整備・強化に向けたサポート | | | |
| | かわさき市民活動センターなど中間支援組織と連携した支援等 | | | |
| | ・支援等の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | 専門家による個別相談等の運営基盤強化に向けた取組の実施 | | | |
| ・取組の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●市民による相互支援や寄付文化の醸成 | | | | |
| 企業、市民とNPO法人の連携を促進するフォーラム等の開催 | | | | |
| ・フォーラム等の開催 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 全国的なキャンペーンである寄付月間に合わせた取組の実施 | | | | |
| ・理解促進に向けた取組 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|---|---|---------------|---------------|---------------|
| | 令和4～5 (2022～23) 年度 | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
| <p>地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業</p> <p>地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、区教育担当を中心に、関係機と連携しながら、学校と地との連携の強化や学校へきめ細かな支援を推進します。</p> | <p>●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育 21 推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進</p> <p>・「夢教育 21 推進事業」の実施</p> <p>●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施</p> <p>・学校評価の実施</p> <p>●学校教育ボランティア配置による学校活動の支援</p> <p>・学校教育ボランティアの配置</p> <p>●小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進</p> <p>・小中連携教育の実施</p> <p>●区における教育支援の推進</p> <p>学校運営全般に対する支援</p> <p>・支援の実施</p> <p>地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化に向けた支援</p> <p>・連携した取組の実施</p> <p>各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進</p> <p>・地域諸団体・機関との連携による子どもの支援</p> <p>●学校運営費の効率的・効果的な執行</p> <p>・各学校の特色に応じた予算調整の実施</p> | | | |
| <p>地域振興事業</p> <p>地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、行政との協働のパートナーである町内会・自治会の活動を支援することにより、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。</p> | <p>●「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」に基づく区と連携した取組</p> <p>地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、補助制度の適正な運用の実施</p> <p>・川崎市町内会・自治会活動応援補助金制度の適切な運用</p> <p>・広報媒体を活用した活性化支援等の実施</p> <p>町内会・自治会の個別事情に応じて求められる、きめ細かい活性化支援の実施</p> <p>・支援の実施</p> <p>●「町内会・自治会への依頼ガイドライン」に基づく、町内会・自治会の負担軽減に向けた取組の推進</p> <p>・取組の推進</p> <p>●町内会・自治会館の整備に関する補助による建替、耐震改修等の支援の実施</p> <p>・補助金の交付</p> <p>●自治功労者表彰等の実施</p> <p>地域福祉の増進及び住民自治の振興発展に貢献し、特に顕著な功績のあった町内会・自治会長等を表彰</p> <p>・表彰等の実施</p> <p>●市民自治財団の機能強化に向けた取組の実施</p> <p>町内会・自治会活動の活性化を支援する市民自治財団の機能強化に向けた取組</p> <p>・取組の実施</p> <p>新総合自治会館における市民自治活動に資する取組への支援の実施</p> <p>・支援の実施</p> <p>市民自治財団と連携した、地域活動に寄与する新総合自治会館の利用促進</p> <p>・取組の実施</p> <p>●町内会・自治会等と連携した多摩川美化活動・市内統一美化活動の実施</p> <p>R4 参加者数：37,474人 R5 参加者数：40,799人</p> <p>・参加者数 59,900人以上 (合計)</p> <p>・参加者数 60,000人以上 (合計)</p> | | | |
| <p>地域福祉コーディネーター技術研修</p> <p>地域福祉活動を行う団体等が、実践の上で必要なコーディネーター技術を得るため、団体向けの活動支援ワークショップ・講座等を実施します。</p> | <p>●地域福祉活動の核となるコーディネーターを養成する研修の開催</p> <p>・事業実施</p> | | | |

(3) 地域見守りネットワークの推進

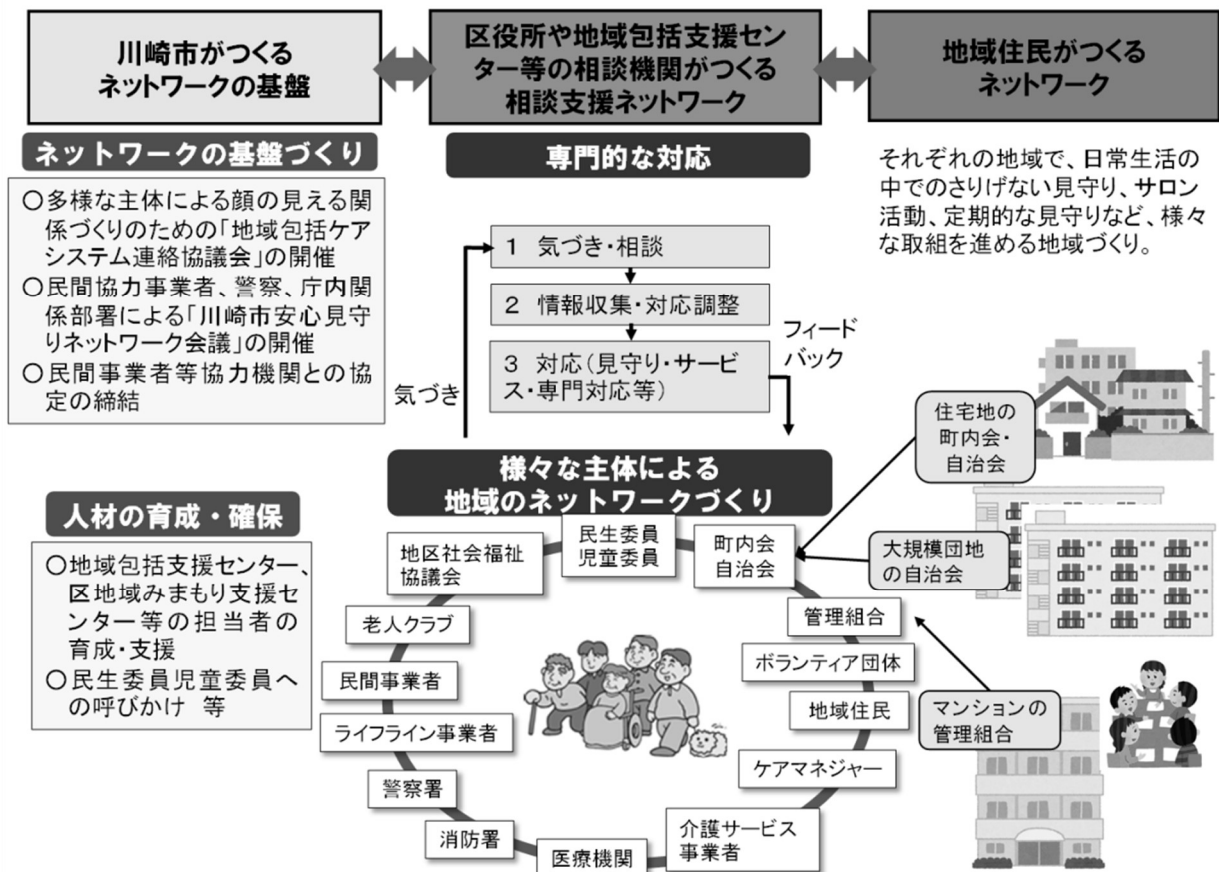
高齢化や核家族化の進展に対応するため、単身高齢者をはじめとする地域における見守りの充実が課題になっています。

地域における「見守りネットワーク」の基本となる活動として、小地域のネットワークの中で、高齢者が高齢者を介護する「老々介護」、認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」など、見守りが必要となる高齢者等を、住民同士がお互いに気にかける支え合いの仕組みづくりが求められています。

こうしたことから、様々な生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いの仕組みとして、コンビニエンスストアや新聞配達店等、より多くの地域の民間事業者等の協力機関と協定を締結し、見守りの「目」を増やしていくとともに、事例報告や支援に向けた情報交換を目的とした「安心見守りネットワーク会議」の開催などによる基盤づくりの取組を進めます。

また、様々な見守りの担い手による地域のネットワークづくりに向けて、民生委員児童委員の協力の下、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯などの実態把握を進めるとともに、町内会・自治会や、集合住宅の自治会や管理組合等においても、日常生活の中でのさりげない見守り、サロン活動などの住民主体による取組が、それぞれの地域で進んでいき、地域の相談機関なども包含した多様な主体による連携を推進し、安心して暮らし続けられる地域づくりにつなげていきます。

【地域のネットワークのイメージ】



| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|---|--|------------------|------------------|------------------|
| | 令和4～5 年度 (2022～23) | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
| 地域見守りネットワーク事業 ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。 | ●単身高齢者等の生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いの仕組みづくりの推進 地域見守りネットワークの広報の実施 ・市政だより等による広報 ・R4 協力事業者数：73 事業者 人命救助につながった協力民間事業者への表彰 ・R4 表彰者数：4 件 | | | |
| | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●協力民間事業所の拡充に向けた取組の実施 ・協力事業者数：81 か所以上 | | | |
| | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●R4 表彰者数：73 事業者 ・協力事業者数：84 か所以上 ・協力事業者数：87 か所以上 | | | |
| | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| 高齢者生活支援サービス事業 ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組むとともに、高齢者の生活を支える介護保険外のサービスの提供や日常生活用具の給付等を行います。 | ●ひとり暮らし等高齢者の地域における見守り事業の実施 ・地域における見守りの継続実施 ・区役所及び地域包括支援センターの支援による市民主体の見守りの推進 互助の仕組みや関係機関との連携体制の強化に向けた取組の推進 ・地域特性に応じた市民主体の「見守りネットワークづくり」 互助の担い手不足に課題のある地域における見守り体制の構築 ・高齢化の進んだ団地における見守り体制の構築 | | | |
| | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●ICTを活用した効率的・効果的な高齢者見守り支援の実施 ・緊急通報システムの運用 | | | |
| | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●高齢者の生活を支えるサービスの提供の実施 ・高齢者に対する市単独事業のあり方の検討 ・訪問理美容サービス事業の実施 ・寝具乾燥事業の実施 ・紙おむつ及び日常生活用具給付事業の実施 | | | |
| | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●高齢者がいつまでも安心して暮らせるための終活支援事業の実施 ・終活支援事業の試行実施 | | | |
| | ・終活支援事業の本格実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

① 近年の大規模災害と国の動向

平成 23 (2011) 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち高齢者の死者数は約 6 割を占めたほか、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上りました。また、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員の死者・行方不明者は 56 名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 (2013) 年の災害対策基本法の改正においては、市町村による避難行動要支援者（自ら避難することが困難で、迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する高齢者等）名簿の作成を義務化し、同名簿に掲載された避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等をあらかじめ定める個別避難計画の作成を進めることが適切であるとの考えが示されました。

また、令和元 (2019) 年東日本台風や令和 2 (2020) 年 7 月豪雨など近年の災害では、高齢者をはじめとする避難行動要支援者が被害にあっており、個別避難計画の作成も十分とはいえない状況であったことから、令和 3 (2021) 年 5 月の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を市町村の努力義務とするなどの規定等が創設されました。

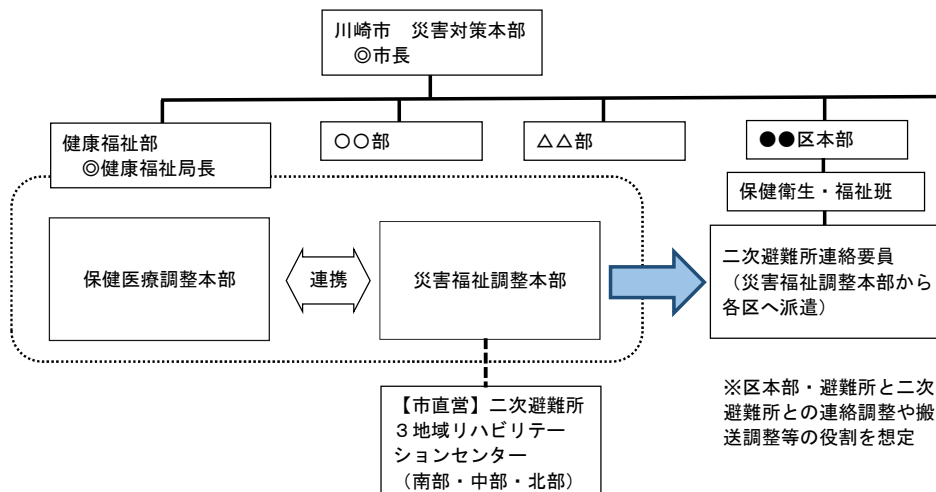
② 災害福祉調整本部の設置と体制強化

市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設や災害時要援護者等の情報を集約し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における確かな判断と迅速な対応が行えるよう、災害時には市の災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置します。

また、大規模な風水害等の発生が予測される場合においては、災害対策本部の設置に関わらず、情報収集を行うとともに関係機関への情報発信などを行います。

災害福祉調整本部からは、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉班へ派遣し、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整などを行います。

【市災害福祉調整本部の位置付け】

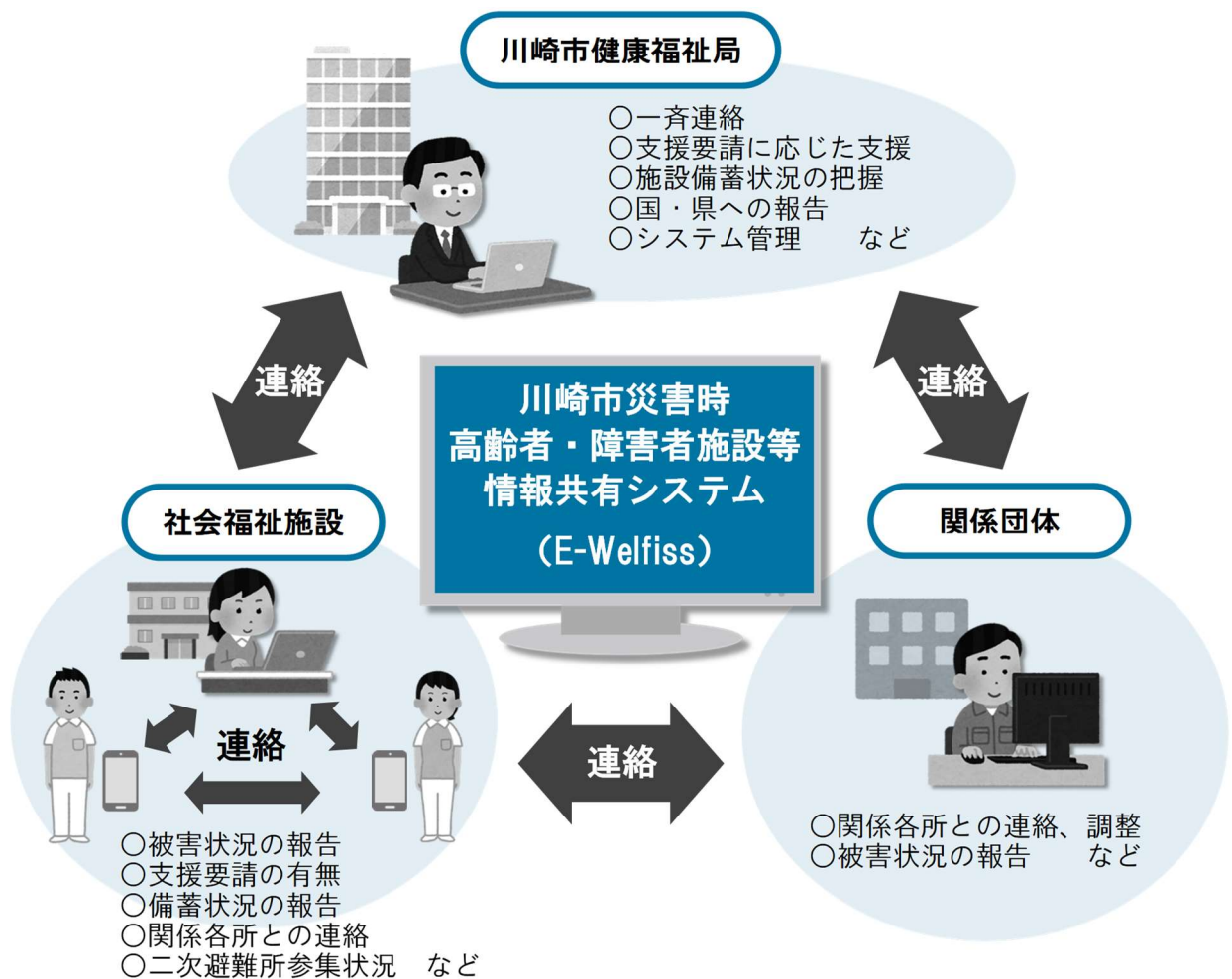


③ 二次避難所及び関係機関に係る情報収集・伝達体制の強化

二次避難所とは、一般的な避難所において生活に支障をきたす方がいる場合に、協定や要綱に基づき、福祉施設等を災害時要配慮者の避難場所として使用する施設等です。二次避難所については、施設管理者等と人員体制、連絡体制等を踏まえて、二次避難所の開設及び運営について協議、調整することとしており、災害発生時には、締結した協定等に基づき施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った後、必要に応じて二次避難所を開設することとしています。令和5（2023）年3月末時点で約230施設と協定等を締結しています。

また、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、入所施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設と災害福祉調整本部、区役所、関係団体などをつなぐ、川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（通称「E-Welfiss」）を令和4（2022）年7月に導入し、平時から、情報共有システムを中心に、電話、MCA無線、電子メール、防災アプリ等の複数の手段を組合せた情報伝達及び情報収集体制を整備し、発災時において災害福祉調整本部が機能できるよう取組を進めています。

【E-Welfiss 全体図】



④個別避難計画の取組状況について

個別避難計画とは、高齢者や障害者など支援が必要な人たちの避難計画を一人ひとりの状況に合わせて事前に作成しておき、災害時に備えるものです。

本市では、高齢者に対しては、要介護度などの「心身の状況」、居住地の「ハザードマップ上の危険度」、ひとり暮らし等の「居住実態」を勘察し、特に災害時において支援が必要な高齢者について、その実態を把握しているケアマネジャーが市から依頼を受け、ケアプランの更新等で居宅を訪問する際に個別避難計画を作成することとしています。

計画作成に際しては、手順やルール、条件をまとめたマニュアルが必要不可欠であるため、地域包括支援センター、ケアマネジャー等関係者からなる検討会を設置し、「災害時個別避難計画導入支援マニュアル（高齢者版）」を策定しました。

また、マニュアルと併せ、市内のケアマネジャー向けの計画作成に関する研修等を実施し、個別避難計画の作成を進めます。

障害者に対する個別避難計画の作成については、作成支援を依頼している相談支援専門員に向けた個別避難計画に関する研修会を開催するなど、優先的に作成が必要な方から、順次作成を進めています。

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|---|---|--|--|--|
| | 令和4～5（2022～23）年度 | 令和6（2024）年度 | 令和7（2025）年度 | 令和8（2026）年度 |
| 災害救助その他援護事業 災害時に、高齢者や障害者等の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用等や、二次避難所の開設・運営等による災害時援護体制の整備を図ります。 | ●災害時の要援護者に対する見守り体制の推進 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害時の緊急入所の実施 個別避難計画の作成支援の実施 医療的ケア児者の災害時電源確保に向けた取組の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| | ●災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> R4 二次避難所の整備：233 か所 地域リハビリテーションセンターの二次避難所の運営 二次避難所の物資・備蓄品の整備、感染症を踏まえた開設訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| | ●大規模災害時の福祉拠点機能の強化に向けた「災害福祉ガイドライン」に基づく取組の推進 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 災害福祉調整本部と災害福祉システムの本格運用 他都市からの受援体制の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | |
| ●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> R4 支給件数：32 件 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | |

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|---|-------------------------------|-----------------------------|---------------|---------------|
| | 令和4～5 (2022～23) 年度 | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
| 地域防災推進事業 自主防災組織の支援、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図ります。 | ●自主防災組織等への支援の実施 | | | |
| | 活動助成金、活動促進助成金、防災資器材購入補助金による支援 | | | |
| | ・自主防災体制の拡充・連携・強化を図るため継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | 各種相談、活動支援等に向けた取組の実施 | | | |
| | ・取組の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | 災害時要援護者避難支援制度の啓発・取組推進 | | | |
| | ・啓発及び取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | リーダー等の養成に向けた検討・取組の推進 | | | |
| | ・検討・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●避難所運営体制の強化 | | | |
| ・R4 避難所運営会議開催数：136回 | ・避難所運営会議開催数150回以上 | ・避難所運営会議開催数160回以上 | ・継続実施 | |
| ・R4 避難所運営訓練開催数：105回 | ・避難所運営訓練開催数90回以上 | ・避難所運営訓練開催数100回以上 | | |
| ・自主防災組織等による自主的な会議・訓練の開催に向けた取組の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | | |
| ●多様な広報媒体による防災啓発の実施 | | | | |
| ・効率的・効果的な啓発手法の検討、取組の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ・冊子、WEB等を活用した取組の推進 | | | | |
| ・出前講座を活用した啓発の実施 | | | | |
| ・教育・福祉等の各分野や事業者と連携した横断的な啓発の実施 | | | | |
| ・マイタイムライン作成支援の取組の推進 | | | | |
| ●感染症と自然災害の複合化対策の推進 | | | | |
| ・災害レベルや感染状況を踏まえた柔軟な避難所運営の検討 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ・在宅避難等を含めた分散避難の促進に向けた取組の推進 | | | | |
| ●地域に根差した防災協力事業所制度の推進 | | | | |
| ・登録事業所のニーズや課題等に応じた取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ・R4 研修会：7回 | ・研修会7回以上 | ・研修会7回以上 | | |
| ・地域で実施する会議や訓練等への参加事業所数：R4 60か所 | ・地域で実施する会議や訓練等への参加事業所数：40か所 | ・地域で実施する会議や訓練等への参加事業所数：45か所 | | |

災害ボランティアセンターの運営

本市、川崎市社会福祉協議会、かわさき市民活動センターの3者協定に基づき設置した災害ボランティアセンターにおいては、企業等の様々な団体による支援の受入体制の整備、運営に関わる地域の支援者の養成、川崎市社会福祉協議会の「設置・運営マニュアル」の更新や設置運営訓練の充実強化などの検討を進め、災害時における迅速な被災者支援への取組を推進します。



4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

地域において、困った時に声をあげられ、周囲に相談できる環境づくりや、何らかのケアが必要となった際に、保健や福祉のサービスや利用できる仕組みづくりを進めるとともに、包括的な相談支援体制づくりを推進します。また、保健・医療・福祉等の専門多職種が連携し、一体的なケアを切れ目なく提供する仕組みづくりを進め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場での生活が継続できるよう支援します。

そのため、(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実、(2) 保健・医療・福祉の連携、(3) 保健・福祉人材等の育成、(4) 虐待への適切な対応の推進、(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組、(6) ひきこもり対策等の推進に取り組みます。

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

少子高齢化の進展や、地域課題の複雑化・多様化が進むなかで、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯（いわゆる「8050問題」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（いわゆる「ヤングケアラー」）、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯のほか、いわゆる「ごみ屋敷」など、複合的な生活課題への対応が求められています。

こうしたことから、解決が困難な状態となる前に、予防の視点を重視し、これまでの分野別、年齢別に縦割りだった支援に留まらず、改めて当事者を中心とした支援をめざして、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制をつくることが重要となっています。

本市においては、区役所地域みまもり支援センター、地域包括支援センターや障害者相談支援センター等において、保健師や社会福祉職等の専門職がチームで対応し、生活課題を抱える住民に対応しています。今後も増大が見込まれるこうした課題を抱えた世帯に対応していけるよう、全世代・全対象に対応する地域リハビリテーションセンターが相談対応機関をバックアップする体制を整備するなど、専門職による職種間連携や地域住民等と協働して、地域での連携を進めます。また、令和3（2021）年度に開設した「総合リハビリテーション推進センター」において、組織ごとの役割分担や連携方法等を整理した多機関連携支援モデルを作成するとともに、分野横断的な人材育成も推進しています。

| 事務事業名等 | 事業内容・目標 | | | |
|---|---|----------------|----------------|-------------|
| | 令和4～5(2022～23)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 |
| 地域包括支援センターの運営 地域包括支援センターの運営を通じて、介護予防ケアマネジメント業務など、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定などに必要な援助・支援を包括的に行います。 | ●地域包括支援センターの運営 | | | |
| | ・R4：49か所 | ・49か所 | ・49か所 | ・継続実施 |
| | ●地域ケア会議の推進 | | | |
| | ・R4：483回 | ・400回以上 | ・400回以上 | ・継続実施 |
| | ●多職種協働によるネットワークの構築 | | | |
| | ・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| 障害者相談支援事業 障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援や地域のネットワークづくりに取り組みます。 | ●障害者相談支援センターの運営 | | | |
| | ・安定的な運営と地域との関係機関との連携 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●地域自立支援協議会の推進 | | | |
| | ・R4開催回数：9回 | ・開催回数4回以上 | ・開催回数4回以上 | ・開催回数4回以上 |
| | ●指定特定相談支援事業所の拡充に向けた、計画相談支援体制の強化等 | | | |
| | ・体制強化に向けた支援や障害福祉サービス事業所等によるサポートプラン作成の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| 児童生徒支援・相談事業 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。 | ●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進 | | | |
| | 支援教育コーディネーターの配置 | | | |
| | ・小学校、中学校：全校 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 | | | |
| | ・研修の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 | | | |
| | スクールカウンセラーの配置 | | | |
| | ・カウンセラーによる専門的支援の充実 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | 学校巡回カウンセラーの派遣 | | | |
| | ・小学校、特別支援学校への定期派遣の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| ●スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化 | | | | |
| ・各学校への要請訪問と巡回派遣による支援の充実 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ・R4 配置：11名 R5 配置：12名 | ・配置 13名 | ・配置 14名 | | |
| ●多様な相談機能の提供 | | | | |
| ・相談支援の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 母子保健指導・相談事業 妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実させることで、親と子がすこやかに暮らせる環境となるよう母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図ります。 | ●思春期の心と身体の健康教育の実施 | | | |
| | ・学校保健と連携した集団指導等の実施 ・R4 参加者数：3,747人 | ・参加者数 7,000人以上 | ・参加者数 7,300人以上 | ・継続実施 |
| | ●各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 | | | |
| | ・事業実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援 | | | |
| | ・R4 参加者数：3,031人 | ・参加者数 4,600人以上 | ・参加者数 4,700人以上 | ・継続実施 |
| | ●新生児訪問及びこんには赤ちゃん訪問の実施 | | | |
| | ・R4 訪問実施率：95.8% | ・訪問実施率 94.9%以上 | ・訪問実施率 94.9%以上 | ・継続実施 |
| | ●産前産後におけるサポートの実施 | | | |
| | 産後ケア事業の実施 | | | |
| ・R4 利用者数：延べ 1,949人 | ・利用者数 2,300人以上 | ・利用者数 2,450人以上 | ・継続実施 | |
| 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施 | | | | |
| ・R4 利用者数：3,358人 | ・利用者数 3,300人以上 | ・利用者数 3,600人以上 | ・継続実施 | |

| 事務事業名等 | 現状 | 事業内容・目標 | | |
|--|--|--|---|--|
| | 令和4～5（2022～23） 年度 | 令和6（2024） 年度 | 令和7（2025） 年度 | 令和8（2026） 年度 |
| 児童相談所運営事業 増加する児童虐待や複雑・困難化する児童相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。 | ●特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談援助の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| | ●児童相談所の体制強化 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 連携強化に向けた取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| ●体制強化にあわせた施設整備の推進 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> こども家庭センター（令和6年4月1日から「南部児童相談所」に名称変更）の執務室の供用開始 中部児童相談所一時保護所の工事着手 中部児童相談所の供用開始 北部児童相談所執務室の供用開始 | <ul style="list-style-type: none"> 工事完了 | <ul style="list-style-type: none"> 供用開始 | <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度で施設整備は終了 | |

(2) 保健・医療・福祉の連携

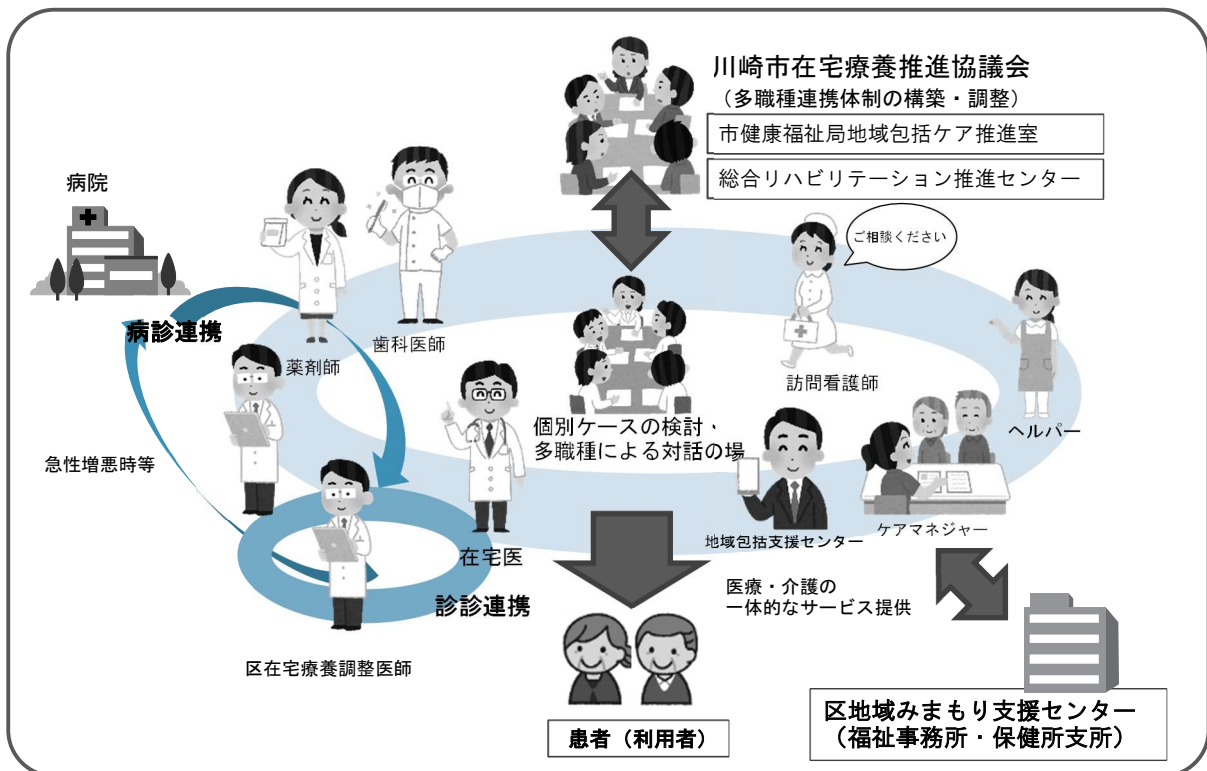
高齢化の進展に伴う疾病構造の変化に対応して、従来の「治す医療」から生活の質（Quality Of Life（以下、「QOL」という。))を重視した「治し支える」医療への転換の必要性が高まっています。

あわせて、QOLの向上に向けては、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することが重要と考えられます。

こうしたことから、疾病の予防・早期発見のために、妊婦・乳幼児健診や各種がん検診などを医療機関と連携を図りながら進めます。さらに、高齢者をはじめとして、在宅での療養環境の充実を図ることが求められており、保健・医療との更なる連携を進めます。

今後に向けて、疾病の予防・早期発見のための各種健診・検診の機会を確保するとともに、住み慣れた自宅等でも、安心して医療が受けられるように、在宅医療・ケアについての市民への啓発を進め、かかりつけ医を中心に、訪問診療などに取り組みやすい環境づくりを推進し、関係多職種との更なる連携を図りながら、在宅療養環境の整備を進めます。あわせて、急性増悪の際の病院への入院や、退院支援など、病院と在宅医療等の連携を進めます。

【本市における在宅医療と介護の連携のイメージ】



| 事務事業名等 | 事業内容・目標 | | | |
|--|--|-------------|-------------|-------------|
| | 令和4～5(2022～23)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 |
| <p>がん検診等事業</p> <p>健康増進法や国の指針等に基づき、がん検診等を適切に実施します。</p> | <p>●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施</p> <p>・国の指針に基づく肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診の実施</p> <p>●がん検診及び精密検査の未受診者への受診勧奨の実施</p> <p>・新しい生活様式を踏まえた受診勧奨の実施</p> <p>●がん検診の受診率向上に向けた取組の実施</p> <p>・新しい生活様式を踏まえた個別受診勧奨、再勧奨等の実施</p> <p>●がんに対する意識向上の取組の実施</p> <p>・包括協定の締結企業等と連携した普及啓発等の実施</p> | | | |
| <p>妊婦・乳幼児健康診査事業</p> <p>妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、出産後の乳幼児のすこやかな成長発達を支えることで、安心して子育てができるよう支援します。</p> | <p>●特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施</p> <p>・R4 助成件数：2,202 件</p> <p>●妊婦健康診査の費用の一部助成の実施</p> <p>・R4 助成件数：144,957 件</p> <p>●各区地域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査及び各種検査の実施</p> <p>・R4 乳幼児健康診査受診数：57,041 人</p> <p>・R4 聴覚及び視覚検診受診者数：11,792 人</p> <p>・R4 先天性代謝異常等検査受診者数：9,292 人</p> <p>●健診未受診者へのフォローの実施</p> <p>・フォローの実施</p> <p>●医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援</p> <p>・支援の実施</p> | | | |
| <p>在宅医療連携推進事業</p> <p>医師、看護師、介護支援専門員など多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組めます。</p> | <p>●24時間365日の在宅医療推進の仕組みづくり</p> <p>多職種連携の促進に向けた在宅チーム医療を担う地域リーダー研修等による人材養成</p> <p>・R4 在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者数：累計 1,305 人</p> <p>各区に配置した在宅療養調整医師による在宅療養の推進</p> <p>・在宅療養調整医師の配置(7名)</p> <p>●医療と介護の連携に向けた仕組みづくり</p> <p>在宅療養推進協議会における多職種連携の強化、在宅療養患者に対する一体的な支援体制の構築に向けた協議の実施</p> <p>・R4 協議会開催回数：3回</p> <p>円滑な多職種連携による、日常の療養や退院、急変時における、より良いケアの提供の推進</p> <p>・円滑な連携を図るためのルール・ツールづくり</p> <p>多職種への医療的助言、医療資源等の把握、退院調整支援等の取組の推進</p> <p>・総合リハビリテーション推進センターによる実施</p> <p>看取りの提供体制の検討</p> <p>・地域の医療機関等と連携した看取り提供体制の構築</p> <p>●在宅医療・ケアに関する市民啓発の推進</p> <p>・在宅医療や終末期をテーマとしたシンポジウムの開催</p> <p>・R5開催回数：1回</p> <p>・リーフレット等の発行、配布</p> | | | |

(3) 保健・福祉人材等の育成

令和4年度川崎市高齢者実態調査では、事業を展開する上での問題点や課題として、79.8%が「人材の確保が困難」と最も回答が多い状況であり、少子高齢化の進展により、介護人材だけでなく、看護や保育の人材についても確保・定着支援が必要になっています。

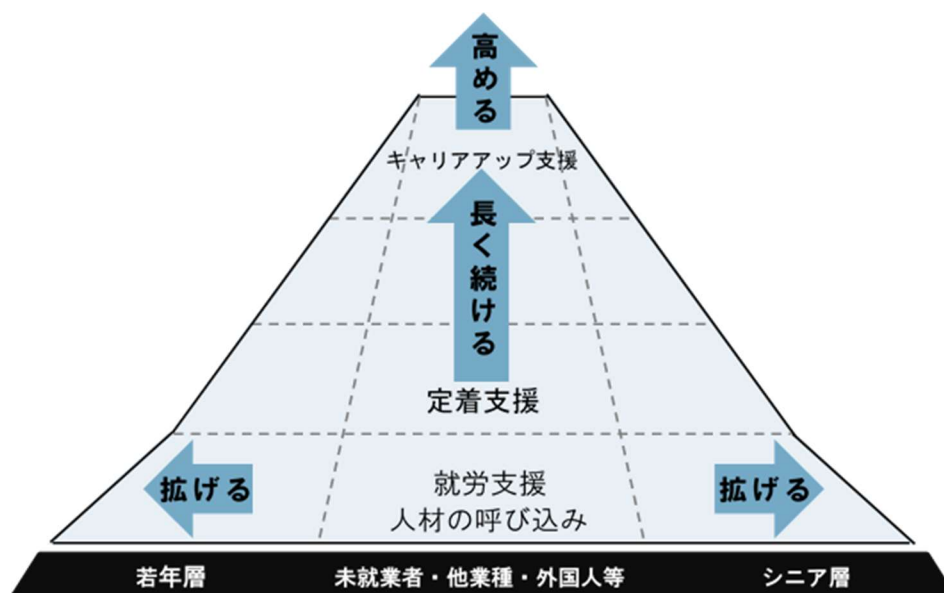
また、保健・福祉等に関する人材については、多くの事業所が人材確保に向けた募集等を行っているものの、困難な状況にあり、事業を運営する上で課題となっています。

本市においては、地域社会における健康と福祉の向上に貢献する人材を養成することをめざし、令和4(2022)年4月に川崎市立看護大学を開学するとともに、介護人材をはじめとした①人材の呼び込み、②就労支援、③定着支援、④キャリアアップ支援を行い、人材確保に向けた取組を推進します。

【介護人材の確保に向けた取組】

| 取組 | めざすべき姿 | 主要な施策 |
|------------|----------------------------------|--|
| ①人材の呼び込み | 多様な人材の参入促進を図り、裾野を拡げる | <ul style="list-style-type: none"> 介護の魅力の情報発信による介護職のイメージアップ 家事援助など生活援助に特化した知識等の習得を目的とする研修制度の推進 市民や事業者に向け、福祉・介護に関する普及啓発の推進 |
| ②就労支援 | | <ul style="list-style-type: none"> 就職相談会や無料職業紹介の実施 仕事を続けたいシニア層の就労支援の推進 介護資格取得者への就労支援の実施 潜在的有資格者を掘り起こし、再就職を支援 |
| ③定着支援 | 長く続けられるよう定着促進を図る | <ul style="list-style-type: none"> 介護職員のメンタルヘルスケアの実施 介護職員の安定した雇用確保と定着支援 職場環境の改善への取組 外国人介護人材の活用や介護ロボットの導入支援 |
| ④キャリアアップ支援 | 専門性を高め、人材の機能分化を図る | 福祉・介護従事者向けや、医療的ケアに対応した各種研修・講座等の開催 |
| 国や県の基盤整備 | 処遇改善加算や介護報酬改定、指針策定や基金による事業・取組の推進 | |

【保健・福祉人材等の確保・定着支援策（取組イメージ）】



| 事務事業名等 | 事業内容・目標 | | | |
|---|---|---|---|-------------|
| | 令和4～5(2022～23)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 |
| 福祉人材確保対策事業 人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援の4つの柱で、介護人材確保と定着の支援に取り組みます。 | ●多様な人材の参入を促進し、人材の呼び込みにつながる取組を実施 介護職員の支援による参入促進とイベントの開催等による普及啓発の実施 ・家賃補助等による参入促進の推進と普及啓発イベントの実施 ・R4 イベント参加者数：106人 | | | |
| | ・家賃補助等による参入促進の推進と普及啓発イベントの実施 ・R4 イベント参加者数：106人 | ・家賃補助等による参入促進の推進と普及啓発イベントの実施 ・普及 ・啓発イベント参加者数：350人以上 | ・家賃補助等による参入促進の推進と普及啓発イベントの実施 ・普及 ・啓発イベント参加者数：350人以上 | ・継続実施 |
| | ●介護の仕事に就くための支援の実施 福祉人材確保に向けた就労支援 ・R4 就職相談会参加者数：150人 ・R4 介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数：87人 ・外国人介護人材の受入に向けた各種研修やメンタルケア等の実施 | | | |
| | ・就職相談会参加者数：150人 ・R4 介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数：87人 ・外国人介護人材の受入に向けた各種研修やメンタルケア等の実施 | ・就職相談会参加者数：300人以上 ・介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数96人以上 | ・就職相談会参加者数：400人以上 ・介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数100人以上 | ・継続実施 |
| | 資格取得に向けた支援 ・研修受講者への補助の実施と事業所への支援の実施 ・R4 初任者研修修了者数：16人 ・R4 実務者研修修了者数：34人 | | | |
| | ・研修受講者への補助の実施と事業所への支援の実施 ・R4 初任者研修修了者数：16人 ・R4 実務者研修修了者数：34人 | ・継続実施 ・初任者研修修了者数14人以上 ・実務者研修修了者数22人以上 | ・継続実施 ・初任者研修修了者数14人以上 ・実務者研修修了者数22人以上 | ・継続実施 |
| | ●介護人材の定着支援の実施 福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進 ・R4「メンタルヘルス相談窓口」による相談実績：26人 | | | |
| | ・「メンタルヘルス相談窓口」による相談実績：26人 | ・「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標60人以上 | ・「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標60人以上 | ・継続実施 |
| | 介護ロボットの導入促進の実施 ・介護ロボットの導入支援の取組の推進 | | | |
| | ・介護ロボットの導入支援の取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| ●介護職員の安定した雇用の確保と定着に向けた取組の実施 総合研修センターにおける階層別研修の実施によるキャリアアップ支援 ・R4 研修実施回数：101回 | | | | |
| ・研修実施回数：101回 | ・研修実施回数80回以上 | ・研修実施回数80回以上 | ・継続実施 | |
| 看護師確保対策事業 看護職員の充足対策として、市内医療施設等への確保・定着、潜在看護職員の再就業支援及び資質の高い看護人材の新規養成を図ります。 | ●看護師の養成に向けた取組の実施 ・看護師養成施設に対する運営支援 ・看護師等修学資金の貸与の実施 | | | |
| | ・看護師養成施設に対する運営支援 ・看護師等修学資金の貸与の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●看護職員を対象とした定着支援に向けた取組の実施 ・相談事業や研修事業を実施するナーシングセンターへの運営補助の実施 ・院内保育事業の運営費補助の実施 | | | |
| | ・相談事業や研修事業を実施するナーシングセンターへの運営補助の実施 ・院内保育事業の運営費補助の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| ●市立看護大学の安定的な運営と市域の看護力の一層の強化 ・市立看護大学開学と安定的な大学運営 ・大学院の設置認可申請 | | | | |
| ・市立看護大学開学と安定的な大学運営 ・大学院の設置認可申請 | ・安定的な大学運営 | ・継続実施 ・大学院の開学 | ・継続実施 | |

| 事務事業名等 | 現状 | 事業内容・目標 | | |
|--|--|---|---|--|
| | 令和4～5(2022～23)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 |
| 保育士確保対策事業 保育受入枠の拡大に合わせ、さまざまな手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。 | ●保育士確保に向けたセミナー・啓発等の実施 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 保育士確保に関する各種事業の実施 R4参加者数：3,133人 就職マッチング等の実施 R4マッチング件数：4,031件 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 参加者数：3,100人以上 マッチング件数：3,100件以上 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 参加者数：3,100人以上 マッチング件数：3,100件以上 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |
| | ●保育士資格取得や定着に向けた支援 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 保育士資格取得支援の実施 R4保育士宿舍借り上げ支援事業補助対象者数：1,967人 R4保育士修学資金貸付等補助対象者数：59人 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 補助対象者数：2,848人 補助対象者数：120人 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 補助対象者数：3,143人 補助対象者数：120人 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 |

(4) 虐待への適切な対応の推進

「高齢者虐待」「障害者虐待」「児童虐待」等といった言葉が一般に知られるようになり、虐待に至る理由の1つとしての社会的孤立を防ぐことの重要性も高まっています。市民一人ひとりが予防的に取り組み、自助・互助・共助・公助の組み合わせによる対応を進めていくことが、今後さらに必要と考えられます。

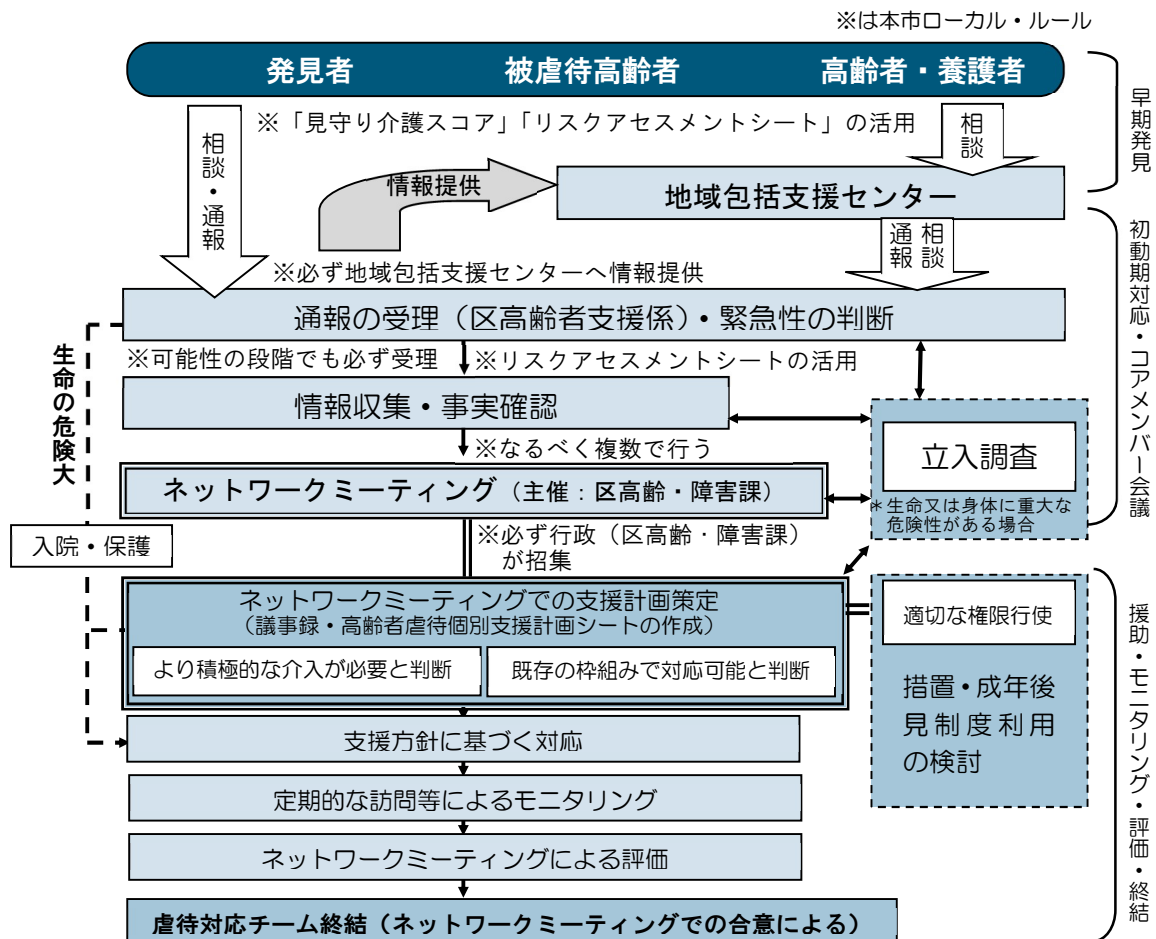
特に、子どもの健やかな成長を支えるためには、児童虐待に気づき、児童相談所、地域みまもり支援センター、関係機関等へ迷わず連絡し、家庭を支援することが必要で、そのためには地域のつながりを強めることも求められています。

高齢者や障害者についても、地域での見守りのネットワークを構築しつつ、介護者の負担感を軽減していくことが必要となっています。

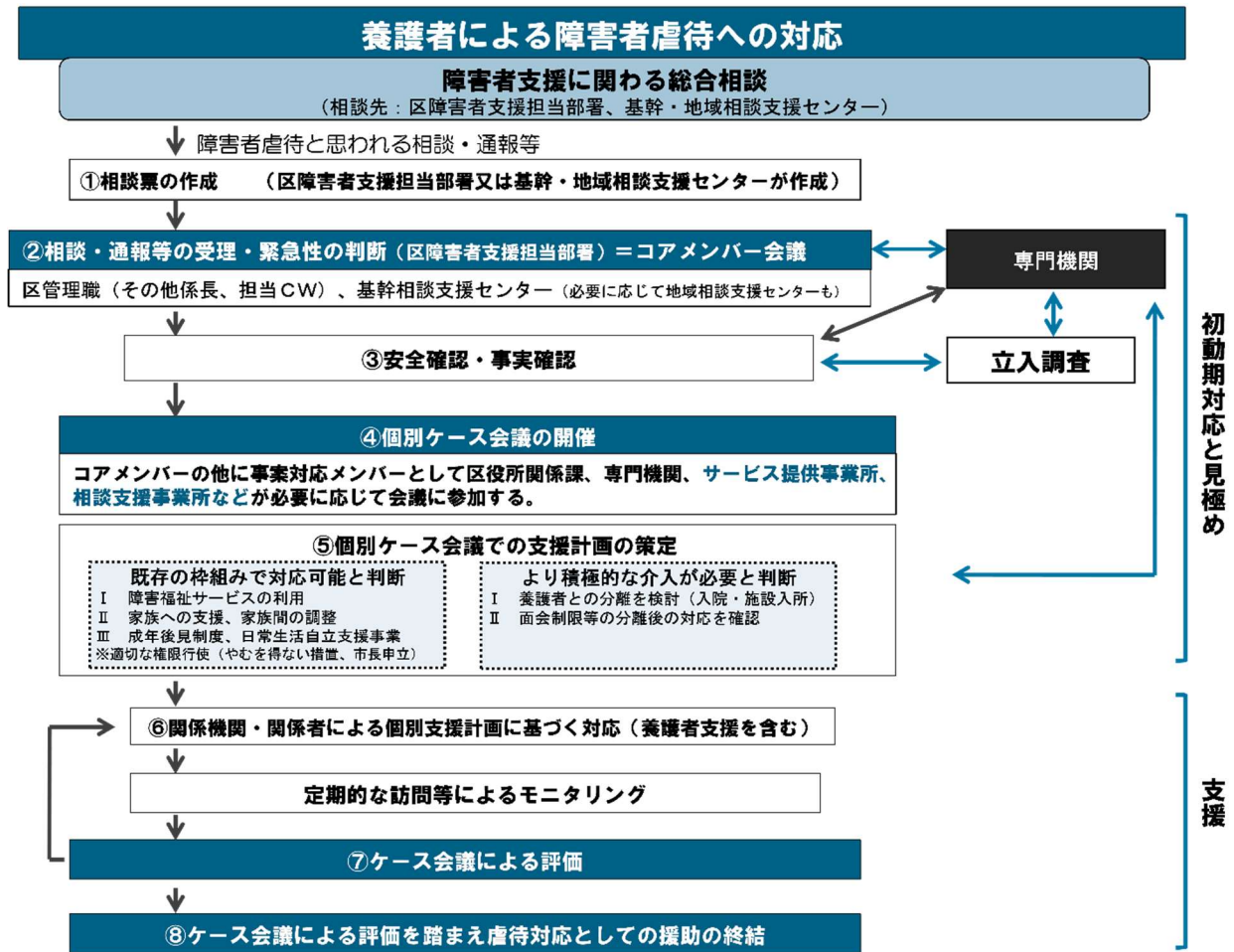
また、虐待への対応については、個人情報取り扱いへの配慮が必要ですが、地域で活動されている方々が、個人情報の取り扱いについて正しく理解し適切に取り扱うとともに、相手との信頼関係を築きながら、情報共有できるようにするなど、虐待への理解を促進するよう普及に努めていきます。

早期からの予防的な取組とともに、虐待が疑われる際には、速やかな対応を図り、虐待に対する一連の対応を自助・互助・共助・公助の組み合わせにより推進していきます。

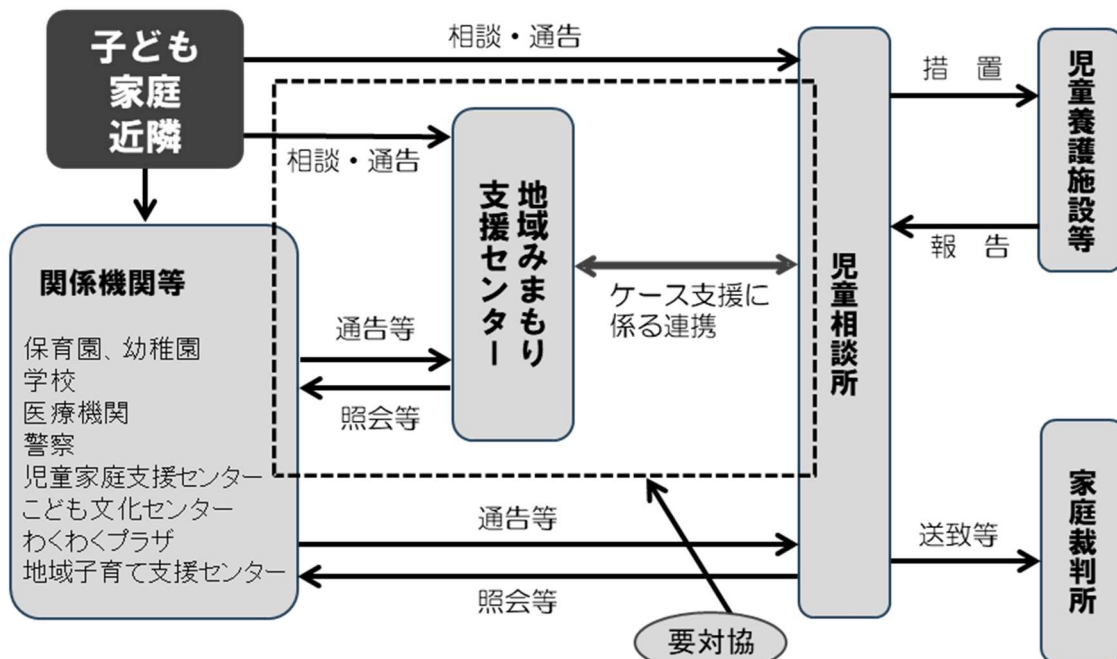
虐待に対する専門職種を中心とした対応のフロー【高齢者虐待対応のフロー】



【障害者虐待対応のフロー】



【児童虐待対応のフロー】



| 事務事業名等 | 現状 | | | |
|--|---|-------------|-------------|-------------|
| | 令和4～5（2022～23）年度 | 令和6（2024）年度 | 令和7（2025）年度 | 令和8（2026）年度 |
| 高齢者虐待防止対策事業 高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。 | ●高齢者虐待防止法に基づく適切な対応 | | | |
| | ・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●高齢者虐待防止に向けた各種研修会の開催 | | | |
| | ・R4市職員向け虐待対応研修開催数：2回 ・事例検討会の開催、権利擁護に関する弁護士相談事業の実施（障害者虐待防止対策事業と合同で実施） | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| 障害者虐待防止対策事業 障害者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。 | ●障害者虐待防止法に基づく適切な対応 | | | |
| | ・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●障害者虐待防止に向けた職員向け研修、事例検討会の開催 | | | |
| | ・R4市職員向け虐待対応研修開催数：2回 ・事例検討会の開催、権利擁護に関する弁護士相談事業の実施（高齢者虐待防止対策事業と合同で実施） | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| 児童虐待防止対策事業 児童虐待に的確に対応するとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握し、地域の関係機関と連携しながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組むなど、児童家庭相談支援体制の強化を図ります。また、児童虐待防止に関する相談や普及啓発活動を行います。 | ●児童家庭相談支援体制の強化 | | | |
| | ・子ども家庭総合支援拠点の設置・運営の開始 ・児童家庭相談支援に関する専門的支援機能の構築に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 | | | |
| | ・検証結果を踏まえた取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●児童虐待防止に関する相談の実施 | | | |
| | ・児童虐待防止センターにおける電話相談の実施 ・SNSを活用した相談の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●地域の見守り体制の構築・充実 | | | |
| | ・相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| ●児童虐待防止普及啓発活動の実施 | | | | |
| ・R4実施数：32回 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

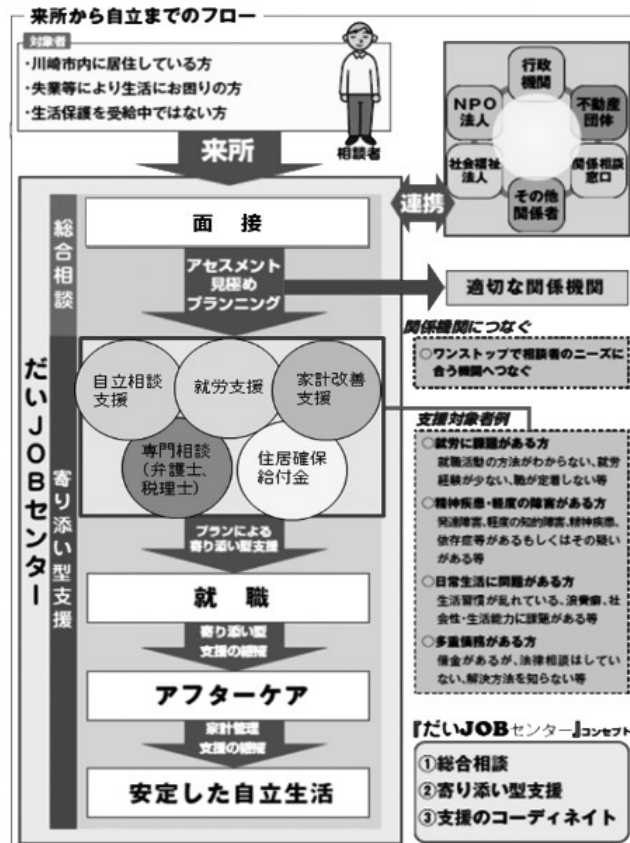
国においては、平成20(2008)年のリーマンショックによる社会経済環境の変化に伴い、生活保護受給者が急増する中、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27(2015)年度に生活困窮者自立支援法が施行されました。本市では、失業等により経済的に困窮した生活困窮者が、生活保護に至る前の段階で早期に支援を受け、安定した生活ができるよう「川崎市生活自立・仕事相談センター(呼称:だいJOBセンター)」を同法施行前の平成25(2013)年12月に開設し、生活困窮者の社会的経済的自立に向けた支援を行ってきました。

だいJOBセンターでは、経済的な問題だけでなく、住まいの問題、心や健康上の問題、家庭の問題など、複合的な問題を抱える生活困窮者に個別的・包括的・継続的に対応するため、本人が気づかない課題も含め洗い出しを行い、その後、利用できる支援制度の整理、各種窓口への同行や居宅訪問による必要な手続きの補助など、相談者に寄り添った支援を実施しています。

また、川崎市社会福祉協議会では、コロナ禍に生活困窮世帯に対して48,000件を超える特例貸付を実施しました。令和5(2023)年から返済が開始される中で、アウトリーチによるフォローアップ支援を実施しています。

また、本市の就職に関する総合相談窓口である「キャリアサポートかわさき」では、キャリアカウンセラーによる就職相談、求職者の適性や希望に沿った求人の開拓・紹介、就職に役立つセミナー等、求職者のニーズに応じた総合的な就業支援を実施しています。

【生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)の取組】



このほか、ひとり親支援として、児童扶養手当などの経済的支援を基盤としながら、生活・就労等支援の取組を進めます。また、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対し、公的責任で子どもの生活の場を確保し、より家庭に近い養育環境のもとで生活することができるよう里親制度の推進や児童養護施設等の運営支援など、社会的養護の推進に向けた取組を進めます。

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として18歳まで（措置延長により20歳まで）に措置解除され、地域で生活することが求められることから、進学・就労に向けたきめ細かい相談支援を行うとともに、生活環境の変化に対応できるよう、施設等を退所した後も相談支援を受けることができる体制を確保するなど、自立支援に取り組みます。

さらに、再犯防止に向けて、「川崎市再犯防止推進計画」（計画期間：令和2（2020）～6（2024）年度）（35ページ参照）に基づき、本市を所管する横浜保護観察所や川崎市保護司会協議会等との連携を図りながら、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を進めます。

引き続き、地域の様々な機関や社会資源と連携し、困窮状態から早期に脱却できるよう様々な困難を抱えた人に対する支援の充実・強化を図ります。

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|--|---|---|-----------------|---------------|
| | 令和4～5 (2022～23) 年度 | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
| 子ども・若者支援推進事業 子どもの貧困対策の視点から、さまざまな分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。 | ●子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 | | | |
| | ・「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づく子どもの貧困対策の総合的な推進 | ・子ども・若者に関する調査の実施 | ・調査結果を踏まえた取組の検討 | ・継続実施 |
| | ●地域全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりの推進 | | | |
| | 課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの推進 | | | |
| | ・居場所づくりの取組実施及び今後の取組の検討、検討結果に基づく取組の推進 | ・検討結果に基づく取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| 地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくり | | | | |
| ・地域子ども・子育て活動支援助成事業の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ・モデル事業の実施・モデル事業の検証及び今後の取組検討、検討結果に基づく取組の推進 | ・検討結果に基づく取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ボランティアを活用したひきこもり等児童福祉対策の実施 | | | | |
| ・継続実施 個別支援活動参加人数：95人以上 集団支援活動参加人数：82人以上 | ・継続実施 個別支援活動参加人数：95人以上 集団支援活動参加人数：82人以上 | ・継続実施 個別支援活動参加人数：95人以上 集団支援活動参加人数：82人以上 | ・継続実施 | |
| 里親制度推進事業 家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録者数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。 | ●里親制度の普及・啓発活動の推進 | | | |
| | ・里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 R4開催回数：13回 | ・開催回数 11回以上 | ・開催回数 11回以上 | ・継続実施 |
| | ●里親養育技術向上のための研修会等の実施 | | | |
| | ・R4開催回数：9回 | ・開催回数3回以上 | ・開催回数3回以上 | ・継続実施 |
| | ●家庭の雰囲気を経験するためのふるさと里親事業の実施 | | | |
| ・R4登録世帯数：93世帯 | ・登録世帯数 93世帯以上 | ・登録世帯数 94世帯以上 | ・継続実施 | |
| ●NPO法人等が行うフォスタリング事業及び多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施 | | | | |
| ・NPO法人、当事者団体、学校、保育所、児童養護施設等と連携した事業実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 児童養護施設等運営事業 児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図るとともに、児童養護施設退所者等の自立支援を推進します。 | ●児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設における社会的養護の推進 | | | |
| | ・要保護児童への支援の実施 3施設合計7か所 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進 | | | |
| | ・家庭に近い環境での支援の実施 3施設合計12か所 | ・整備推進 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| ●社会的自立に向けた支援等の実施 | | | | |
| ・就労や生活に関する相談支援等の実施 ・「子ども・若者応援基金」を活用した学習・進学等に関する支援の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| 更生保護事業 犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。 | ●保護司会等、更生保護関係団体への支援 | | | |
| | ・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●社会を明るくする運動の実施 | | | |
| ・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●再犯の防止に向けた取組の推進 | | | | |
| ・取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|--|--|-----------------------------|-----------------------------|-------------|
| | 令和4～5（2022～23）年度 | 令和6（2024）年度 | 令和7（2025）年度 | 令和8（2026）年度 |
| 雇用労働対策・就業支援事業 若年無業者や女性再就職、就職氷河期世代などの就業等の課題に対応するため、雇用情勢や求職者のニーズ等を踏まえた就業支援を行います。また、市内中小企業等の人手不足や雇用のミスマッチ等の解消に向けて、求職者支援と連携して、企業の多様な人材の確保や活躍等の支援を行います。 | ●「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進 | | | |
| | ・求職者のニーズに応じた就業支援の実施 ・R4就職決定者数：489人 | ・継続実施 ・就職決定者数：495人以上 | ・継続実施 ・就職決定者数：495人以上 | ・継続実施 |
| | ●「コネクションスカワさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者等の職業的自立支援の推進 | | | |
| | ・個別カウンセリングや職業体験等の職業的自立支援の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●労働者の問題解決に向けた労働相談への対応 | | | |
| ・専門相談員による労働相談の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |
| ●若者、女性、高齢者、障害者及び就職氷河期世代など多様な人材と市内企業との体験・マッチング機会の創出 | | | | |
| ・就業支援と連携した多様な人材の確保や活躍等の支援の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | |

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を関係機関と連携を図りながら実施します。さらに、ひきこもりの相談は様々な機関に寄せられることから、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを強化していきます。

また、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づく「川崎市自殺対策総合推進計画」を策定し、学校や事業主、地域住民等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指すという基本理念のもと、自殺対策を推進しています。令和6（2024）年3月には新たに第4次計画を策定し、計画に基づき、自殺の実態を把握し、多様な主体と連携を図り、適切な医療を提供する体制の整備や、自殺未遂者及びその家族に対する支援、遺族等に対する支援等を推進していきます。

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|--|---|---------------------|---------------------|-------------|
| | 令和4～5（2022～23）年度 | 令和6（2024）年度 | 令和7（2025）年度 | 令和8（2026）年度 |
| ひきこもり地域支援事業 広くひきこもり状態にある方や家族からの相談に対し、「ひきこもり地域支援センター」が関係機関との支援ネットワークを構築しながら適切な支援機関へつなぐ相談支援に取り組みます。 | ●ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の実施 | | | |
| | ・ひきこもりに関する一次相談と適切な支援機関へのつなぎの実施 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●ひきこもり支援ネットワークの構築 | | | |
| | ・R4ひきこもり支援ネットワーク会議開催回数：7回（幹事会等含む） | ・ネットワークの構築に向けた取組の推進 | ・ネットワークの構築に向けた取組の推進 | ・継続実施 |
| | ●ひきこもりに関する普及啓発と人材育成の実施 | | | |
| | ・R4ひきこもりに関する市民向け講演会の開催回数：1回 | ・開催回数：1回 | ・開催回数：1回 | ・継続実施 |
| | ・R4ひきこもりに関する研修の開催回数：1回 | ・開催回数：1回 | ・開催回数：1回 | |
| 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 自殺対策総合推進計画に基づき、地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。 | ●自殺の防止等に関する市民の理解の増進 | | | |
| | ・自殺対策に関連する情報収集と効果的な普及啓発の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 | | | |
| | 身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成 | | | |
| | ・ゲートキーパーの養成と地域の関係機関等との連携強化及び相互連携の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ・R4ゲートキーパー講座開催回数：15回 | ・ゲートキーパー講座開催回数：6回 | ・ゲートキーパー講座開催回数：6回 | |
| | ●自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実 | | | |
| | ・自殺未遂者やその家族、遺族等への支援の実施及び関係機関による連携体制の構築 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ・研究機関等と連携した自殺の実態分析と対策の検討・実施 | | | |
| | ●「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進 | | | |
| | ・「第4次自殺対策総合推進計画」の策定（R5） | ・計画に基づく取組の実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

多様な主体の協働・連携による地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政を中心として、地域包括ケアシステムの構築に向けた目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が1つの目標に向かってより効果的に機能できるような地域をマネジメントする仕組みづくりを進めます。

また、少子高齢化の進展や家族・地域の変容により複雑化・多様化する地域住民の困りごと・生きづらさに対応するための仕組みづくりを推進します。

そのため、(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり、(2) 社会福祉協議会との協働・連携、(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築に取り組みます。

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

地域で生活する上では、既存制度の対象にはならない問題を抱えることや、家族形態の変化等に伴って複雑化・複合化する問題を抱えることもあります。そうした問題に対しては、地域全体で支え合い、それぞれの問題に対して必要な支援を包括的に提供する必要があります。

地域住民だけでなく地域の多様な主体が自分事として参画し、分野を超えてつながること、地域住民一人ひとりの生きがいをつくっていくことが求められています。

そのため、国における地域共生社会の実現(32ページ、第2章3(1)参照)や、それを受けた本市の包括的な支援体制づくりの推進(54ページ、第3章2(4)参照)の趣旨を踏まえ、包括的な相談支援ネットワークの充実(97ページ、第4章4(1)参照)と合わせて、区役所地域みまもり支援センター等による、地区カルテ等を活用した地域マネジメントを通じて、多様な主体と連携して地域課題の解決を図り、地域の実情に応じた「個別支援の充実」と「地域力の向上」に向けた取組を推進します。

また、こうした一連の取組の中で、今後ますます多様化する高齢者をはじめとした住民の生活支援ニーズ等に対応するため、地域密着型サービス事業所等に生活支援コーディネーターを配置する取組を併せて進めます。

これらの包括的な支援を通じて、持続可能な地域社会をめざし、誰ひとり取り残さない支援体制を構築していきます。

① 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）の取組

本市においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域みまもり支援センターにおいて、個別支援の充実と地域力の向上を図るため、地域課題の把握を進めています。

また、地域課題の解決に向けて、行政内部においても、保健福祉部門だけでなく、地域振興部門、住宅部門、生涯教育部門などと連携した取組が求められていることから、医療・保健・福祉（介護）に関する専門職種、住民等との課題や地域の将来像の共有を図り、お互いに資源情報を持ち寄り、課題の優先順位を考慮しながら、地域のマネジメント機能を強化していくことをめざしています。

こうした取組を着実に推進するため、地域みまもり支援センターにおいても、PDCAサイクルの中で着実なマネジメント機能の充実を図ります。

② 各区における「地区カルテ」の作成（51 ページ参照）

地域みまもり支援センターにおいては、「自助」とともに、「互助」の仕組みづくりにつなげていく取組を進めることが必要という認識のもと、住民と、（ア）小地域ごとに基本的な統計データや地域資源情報を共有し、（イ）地域課題について話し合い、合意形成を図り、（ウ）課題解決のための取組を進めることが必要と考えます。

そのため、まずは、住まい・生活支援・医療・介護・予防などの地域課題における必要な情報を行政内部で継続して共有できる仕組みづくりを進め、必要な小地域ごとの統計データや地域資源情報を整理したものを「地区カルテ」と位置付け、これにより、地域課題を把握していくための資料とします。

さらに、こうした過程の中で把握される地域課題について、関連する行政計画の策定に際して、今後の施策展開の方向性を定める視点として整理していきます。

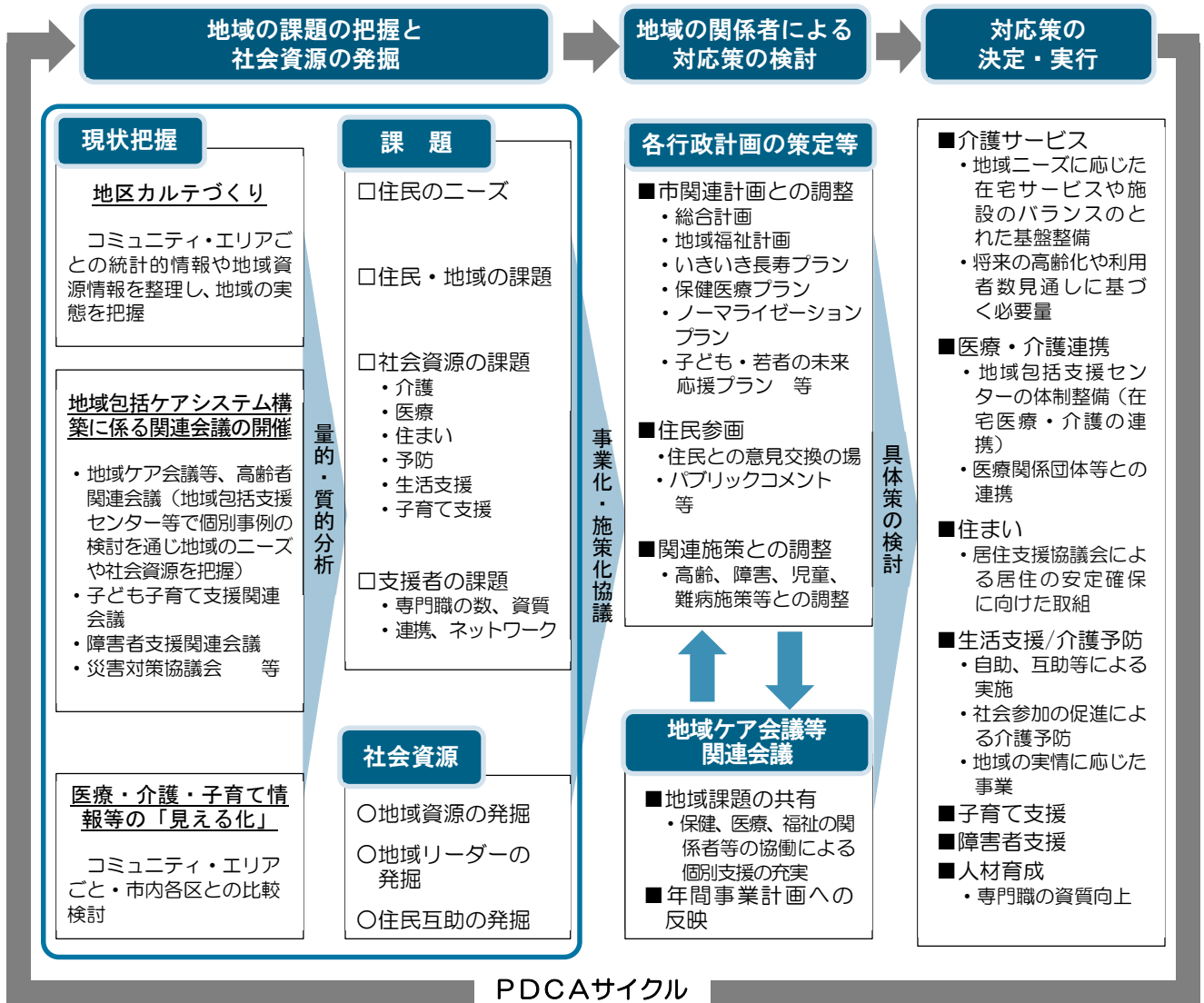
③ 各区における地域マネジメントに向けた取組

「地区カルテ」については、各区において、基本的な地域情報については、44 の地域ケア圏域ごとに整理しますが、小地域の単位については、これに捉われず、地域の実情に応じて、地域住民との地域課題に関する合意形成・取組の推進に向けた考え方を考慮して、働きかける範囲を設定していくこととします。

各区において、小地域ごとに「地区カルテ」を作成し、地域住民と継続的に検討の場を持ちながら、地域づくりに向けた働きかけの手法の検討を進め、自助・互助・共助・公助の役割分担による市民・事業者・行政の協働・連携によるまちづくりを進めます。

こうした取組は、本市が進める地域包括ケアシステムの構築に向けた1つの方策と考えられるため、本市の地域福祉の向上に向けた施策展開の中でも、地域マネジメントによる地域づくりの取組を活かしながら、関連する施策の展開を図っていきます。次の表では、PDCAサイクルによる「地域づくりに向けた取組イメージ」をまとめています。

【地域づくりに向けた取組イメージ】



| 事務事業名等 | 事業内容・目標 | | | |
|---|---|-----------------|---------------|---------------|
| | 令和4～5 (2022～23) 年度 | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
| 地域福祉計画推進事業 地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画の周知や進捗状況の管理を行うとともに、3年ごとに計画を見直します。 | ●「川崎市地域福祉計画」の進行管理及び計画策定に向けた取組の実施 ・R5 計画の策定 | ・第7期計画に基づく取組の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●地域福祉実態調査の実施及び分析 ・調査結果の分析 | | ・調査の実施 | |
| 社会福祉審議会の運営 社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項の調査及び審議を行います。 | ●社会福祉審議会の開催・運営 ・R5開催数：1回 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・R8開催数：1回 |
| | ●各分科会の適正な実施 ・地域福祉専門分科会 R5：5回開催 | ・1回開催 | ・1回開催 | ・継続実施 |
| | ●社会福祉審議会改選（3年ごと） ・R5改選 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・改選 |

(2) 社会福祉協議会との協働・連携

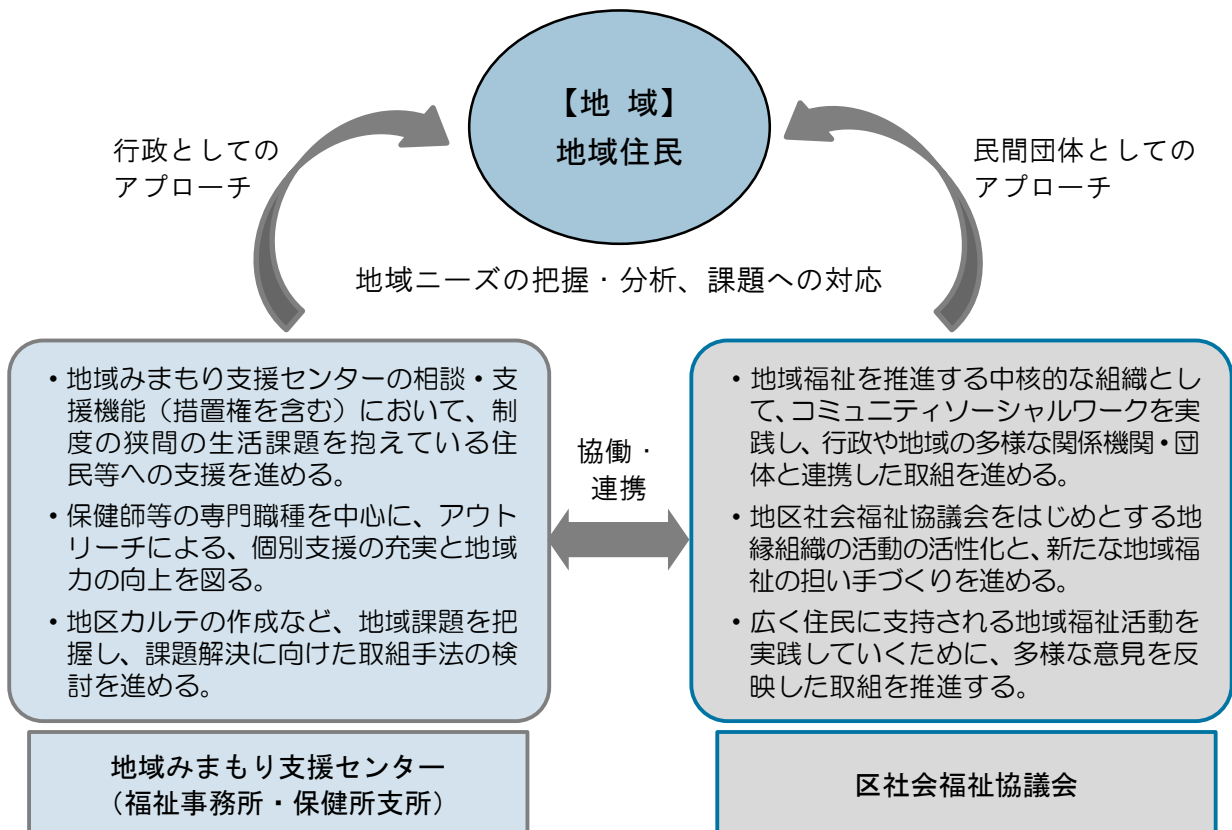
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**」で、①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、④市区町村、都道府県、指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織とされています。

一般に、社会福祉協議会は、地域の生活者が抱える様々なニーズを掘り起こし、生活者相互の自治的活動を結び付け、地域での問題解決の力を組織化し、共通する課題にまとめあげるとともに、こうした組織化を基礎として、地域社会と行政の中間媒介組織として、課題の実現に向けて調整を図っていく機能を担っています。また、住民主体を基本として、地域社会の組織化や住民ニーズに応えるコミュニティソーシャルワークを展開することをめざしています。

こうしたことから、社会福祉協議会と行政が緊密な協働・連携を図ることが、地域福祉の向上に必要と考えられます。

また、政令指定都市である本市においては、市民に最も身近な窓口は、区役所であり、区社会福祉協議会であるので、両者における協働・連携を基礎に、その目的をより効果的に達成できるよう、本市と川崎市社会福祉協議会の協働・連携を推進します。

【地域との協働・連携のイメージ】



| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|--|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| | 令和4～5（2022～23）年度 | 令和6（2024）年度 | 令和7（2025）年度 | 令和8（2026）年度 |
| 社会福祉協議会との協働・連携 地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等の連携を推進するため、社会福祉協議会の機能や役割の充実を図ります。 | ●社会福祉協議会の支援、連携 | | | |
| | ・地域福祉の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |
| | ●ボランティア活動振興センターの支援 | | | |
| | ・ボランティア等とのコーディネート ・福祉教育の推進 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |

（3）総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

本市がめざす、すべての地域住民を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築による地域生活課題の解決に向けては、福祉分野に留まらず、広範囲な施策領域と連携を進めていくことが求められており、本市においては、これに先立ち、これまでも行政施策全般の連携による「地域包括ケアシステム」構築をめざしてきました。

具体的には、保健・医療・福祉（介護）だけでなく、地域振興部門、住宅部門、生涯学習部門など、幅広い行政施策領域で部局横断的に連携して取組を推進していくため、市長、副市長、各局区の幹部職員による「川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議」を開催し、庁内での情報共有を図るとともに、各部署においても、地域包括ケアシステム構築に関わる取組を我が事として推進していくこと意識づくりを進めています。

| 事務事業名等 | 現状 | | 事業内容・目標 | |
|---|-------------------------|-------------|-------------|-------------|
| | 令和4～5（2022～23）年度 | 令和6（2024）年度 | 令和7（2025）年度 | 令和8（2026）年度 |
| 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議 庁内における施策の調整を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 | ●総合的な施策展開に向けた連携体制づくり | | | |
| | ・推進本部会議の開催 R4 開催数：2回 | ・継続実施 | ・継続実施 | ・継続実施 |

各区計画の概要

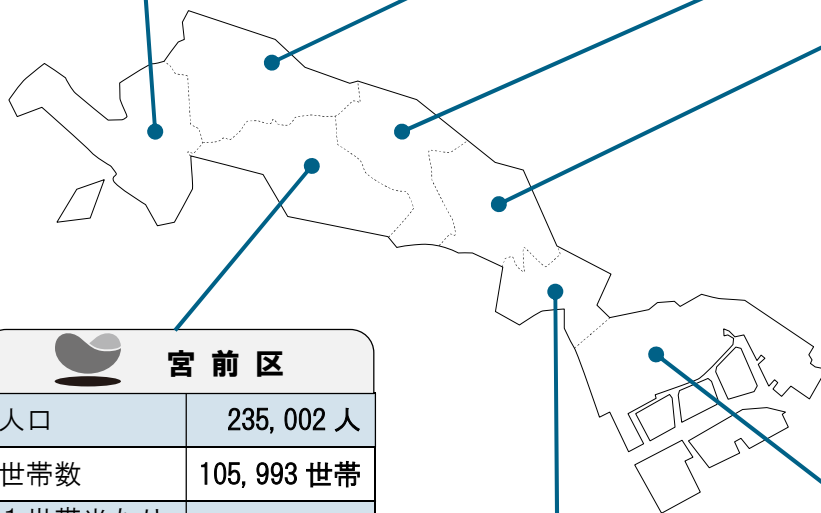
第5章

各区の状況

| 麻生区 | |
|-----------------|----------|
| 人口 | 180,677人 |
| 世帯数 | 81,856世帯 |
| 1世帯当たり 人員 | 2.21人 |
| 年少人口割合 | 12.3% |
| 高齢化率 | 24.0% |
| 外国人住民人口 | 3,481人 |
| 町内会・自治会 等加入率 | 61.3% |

| 多摩区 | |
|-----------------|-----------|
| 人口 | 225,380人 |
| 世帯数 | 119,091世帯 |
| 1世帯当たり 人員 | 1.89人 |
| 年少人口割合 | 10.7% |
| 高齢化率 | 19.9% |
| 外国人住民人口 | 5,246人 |
| 町内会・自治会 等加入率 | 50.3% |

| 高津区 | |
|-----------------|-----------|
| 人口 | 234,839人 |
| 世帯数 | 117,413世帯 |
| 1世帯当たり 人員 | 2.00人 |
| 年少人口割合 | 12.1% |
| 高齢化率 | 19.1% |
| 外国人住民人口 | 5,933人 |
| 町内会・自治会 等加入率 | 57.5% |



| 中原区 | |
|-----------------|-----------|
| 人口 | 266,655人 |
| 世帯数 | 139,615世帯 |
| 1世帯当たり 人員 | 1.91人 |
| 年少人口割合 | 12.5% |
| 高齢化率 | 15.8% |
| 外国人住民人口 | 6,693人 |
| 町内会・自治会 等加入率 | 61.2% |

| 宮前区 | |
|-----------------|-----------|
| 人口 | 235,002人 |
| 世帯数 | 105,993世帯 |
| 1世帯当たり 人員 | 2.22人 |
| 年少人口割合 | 13.2% |
| 高齢化率 | 21.0% |
| 外国人住民人口 | 4,678人 |
| 町内会・自治会 等加入率 | 58.9% |

| 幸区 | |
|-----------------|----------|
| 人口 | 172,021人 |
| 世帯数 | 82,227世帯 |
| 1世帯当たり 人員 | 2.09人 |
| 年少人口割合 | 13.1% |
| 高齢化率 | 21.4% |
| 外国人住民人口 | 6,150人 |
| 町内会・自治会 等加入率 | 66.4% |

| 川崎区 | |
|-----------------|-----------|
| 人口 | 231,030人 |
| 世帯数 | 126,180世帯 |
| 1世帯当たり 人員 | 1.83人 |
| 年少人口割合 | 10.2% |
| 高齢化率 | 22.2% |
| 外国人住民人口 | 17,929人 |
| 町内会・自治会 等加入率 | 52.1% |

※人口、世帯数、1世帯当たり人員：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」令和5（2023）年10月1日現在
 ※年少人口割合・高齢化率：「川崎市町丁別年齢別人口」令和5（2023）年9月末日現在
 ※外国人住民人口：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」令和5（2023）年9月末日現在
 ※町内会・自治会等加入率：川崎市統計書 令和4（2022）年4月1日現在

第7期川崎区地域福祉計画

基本理念 つながり育て 安心して暮らせるまち かわさき区

基本目標・基本方針

基本目標1

みんなの健康と安心を
育む意識づくり

支援を必要としている人に必要な情報が届くよう、保健福祉や地域包括ケアシステム、身近な地域の情報を正確にわかりやすく提供します。また、健康づくりや介護予防の普及啓発を行うとともに、保健福祉、防災、交通安全などの情報発信を充実させることで、健康と安全・安心を育む意識づくりを進めます。

基本方針

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 地域包括ケアシステムに関する意識づくり | 重点 |
| 2 | 健康づくりの普及啓発 | |
| 3 | 安全・安心に関する情報発信の充実 | |

基本目標2

みんながつながる
地域づくり

地域に暮らす様々な人がつながり、いきがいを持って健やかに暮らすことができるよう、地域とつながるためのきっかけづくりや誰もが参加しやすい居場所づくりを進めます。また、人材の発掘や育成を行い、区民が主体的に関わる地域づくりを推進します。

基本方針

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 地域活動・交流の場・居場所づくり | 重点 |
| 2 | 地域人材等の育成 | |
| 3 | 多文化共生をめざした支援の取組 | |

基本目標3

みんなの暮らしを支える
仕組みづくり

福祉の分野において相談支援は非常に重要であり、支援を必要としている人が気軽に相談でき、適切な支援を受けられるよう、地域全体で見守り、支援につなげることが大切です。また、地域の課題やニーズが多様化、複雑化しており、区民、活動団体、事業者、行政等が連携・協働し、共に支え合う仕組みづくりを進め、情報共有や顔の見える関係の構築によりネットワークを強化することで、地域課題の解決に取り組みます。

基本方針

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 様々な困難を抱えた人への支援の充実 | |
| 2 | 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり | 重点 |

地域の現況と主な生活課題

- ➡人口は令和 12（2030）年をピークに減少過程に移行するが、65 歳以上人口は令和 32（2050）年まで増加を続けると推計されている。
- ➡総人口に占める外国人市民の割合は 7.7%と市内で最も高くなっており、国籍等の多様化が進んでいることから、外国人市民への適切な情報発信や交流の場づくり、日本語に不慣れな子どもや保護者に対する支援が必要。
- ➡高齢化率が市内で2番目に高く、特に田島支所管内は 25.0%となっている。また、ひとり暮らし高齢者の数は市内で最も多く、高齢者の約 27%がひとり暮らしであり、他区と比べて男性の割合が高くなっている。
- ➡地域包括ケアシステムの認知度は依然として低いことから、幅広い世代に対するさらなる普及啓発が必要。
- ➡地域活動に参加したことがない人が5割近くいることから、地域活動への参加のきっかけづくりや活動団体の支援が必要。
- ➡川崎区は企業や団体が多く、様々な分野の人材が集まっていることから、企業等と連携した地域づくりが必要。

第7期計画の主な取組

●地域包括ケアシステムの普及啓発

多様な主体との連携により、地域包括ケアシステムの構築に向けた普及啓発や見守り活動団体等への支援を行います。



川崎区地域包括ケアシステム
普及啓発キャラクター
「ちけあ丸」



地域活動団体によるリレー取材
(YouTube 川崎区チャンネル)



小学生への普及啓発
(交通安全のクリアファイル)

●地域の縁側活動推進事業

誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動を推進します。


●企業市民交流事業

企業の地域貢献活動の機運を高め、生活市民と企業市民の交流の場づくりや協働による魅力あるまちづくりを進めます。

第7期幸区地域福祉計画

基本理念 夢がひろがり、想いがつながり、心がとどくまち さいわい

基本目標1
【自助】
一人ひとりに
【ひろがる】

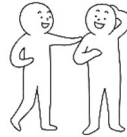


地域包括ケアへの理解と参加の**広がり**による区民主役の地域づくり

- 方針 1-1 《知る》 #わがまち、#地域包括ケア
- 方針 1-2 《保つ》 #子どもの健康、#自分の健康
- 方針 1-3 《参加する》 #地域活動、#ボランティア **重点**

区民主体


基本目標2
【互助】
地域で
【つながる】



人と地域の**つながり**が活発で、見守り、支え合うことのできる地域づくり

- 方針 2-1 《つながる》 #地域活動、#地域資源 **重点**
- 方針 2-2 《育む》 #交流の場、#新たな活動
- 方針 2-3 《支え合う》 #多様性、#見守り **重点**

基本目標3
【共助・公助】
必要な時に
【とどく】



総合的な体制で必要な相談・支援が**届く**仕組みづくり

- 方針 3-1 《届ける》 #専門性の高い情報
- 方針 3-2 《充実させる》 #相談支援機能
- 方針 3-3 《進める》 #防災、#防犯、#訓練 **重点**

行政主体

基本目標4
【すすめる】
地域福祉を**進める**基盤体制の確立とネットワークづくり

地域の現況と主な生活課題

- ➡総人口は令和 17（2035）年にピークを迎え、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は令和 12（2030）年、15 歳未満の年少人口は令和 17（2035）年以降、減少していく。
- ➡65 歳以上の高齢者人口比率は年々増加し、ひとり暮らし高齢者、夫婦ともに高齢者の世帯数も増加傾向にある。
- ➡未就学児がいる世帯の夫婦ともに就業している割合が上昇しており、5割を超えている。
- ➡町内会・自治会の加入世帯数は増えているが、加入率は低下傾向となっている。
- ➡地域福祉実態調査では、地域で問題になっていることとして、「地域防犯・防災に関すること」「高齢者に関すること」「子どもに関すること」が上位を占めている。
- ➡地域福祉実態調査では、近所付き合いや地域住民同士の交流について「困った時は当然助け合うべきだが、日頃の交流は面倒なのであまりしたくない」が最も多くなっている。

第7期計画の主な取組

●【ひろがる】

まちを知り、地域包括ケアのことを知る

自分が気になる情報をキャッチし、日々の生活に活かせるよう情報を入手しましょう。



市政だより幸区版

●【つながる】

互いの活動を知り活力を生む交流の場を育む

お互いの活動を知ること、新たな発見を得たり、活動のヒントとしたり、さらに新しい活動につながっていきます。活力を生む交流の場を育みましょう。

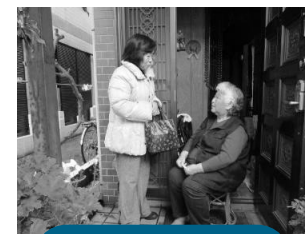


子育て支援団体交流会

●【つながる】

地域に住む人が見守り・支え合う意識と関係をつくる

町内会・自治会、民生委員、企業など、日頃から地域で暮らしている人とつながることで、お互いに見守り・支え合う意識と関係をつくりましょう。



民生委員児童委員による見守り支援

●【とどく】

防犯・防災に関する普及啓発

日頃の暮らしから、防犯・防災に関する意識を高め、安心して暮らせるまちづくりに向けて、防犯・防災についての区民向けの普及啓発を進めていきます。



ぼうさい出前講座

第7期中原区地域福祉計画

基本理念

福祉のこころ、人と人との橋わたして 支え合える地域づくり

基本目標・基本方針

基本目標 1

一人ひとりが主役の
地域づくり

地域福祉を区民と協働で進めるためには、地域で行われている取組を見たり知ったりする中で、地域への関心や地域づくりの意識を高めていくことが大切です。そのためにも、まずはご自身の健康や暮らし方を考えてもらうきっかけとして、区民一人ひとりが身近で参加しやすい地域の健康づくりの場や交流の機会を提供します。

基本施策

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 誰もが参加できる健康・いきがいづくり | |
| 2 | ボランティア・地域活動支援 | 重点 |
| 3 | 地域で活動する仲間を増やす | 重点 |
| 4 | 地域課題の解決に向けた支援の充実 | |

基本目標 2

必要な支援やサービス
が的確に届けられる
仕組みづくり

地域福祉に関する情報を区民に届けるために、転入時や赤ちゃんが生まれた時など、機会を捉えた適切な情報発信をより充実させます。また、困りごとを抱える人には、早い段階からの相談支援を充実しながら、高齢者や障害のある方、外国人住民の方たちが適切な支援を受けられるように取り組みます。

基本施策

| | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 情報提供の充実 | 重点 |
| 2 | 包括的な相談・支援機能の充実 | 重点 |

基本目標 3

多様な主体が連携した
施策・活動の推進

様々な主体間のネットワークを充実させることで、情報共有や地域包括ケアへの理解を深めてもらうとともに、連携して地域福祉活動を推進していくための仕組みづくりに取り組みます。

基本施策

| | |
|---|-----------------|
| 1 | 地域の見守り・支えあいの推進 |
| 2 | 保健・医療・福祉の連携 |
| 3 | 市民・事業者・行政の連携・協働 |
| 4 | 社会福祉協議会との連携・協働 |

基本目標 4

地域参加の 仕組みづくり

基本施策

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 活動・交流の場づくり |
| 2 | 地域マネジメントと地域コミュニティの推進 |

重点

区民の多様なニーズを受け止めながら、さまざまな地域資源をつなげることで、これまで地域活動に参加しづらいと感じていた人も気軽に参加できるような取組を引き続き進めます。また、区民が自分らしく、生活の質や生きがいを追求しながら日常生活を送れる地域の実現に向けて、関係機関と連携しながら地域活動の伴走支援を行います。

地域の現況と主な生活課題

- ➡ 転入者が多く、人口増加が続いている。
- ➡ 高齢者人口の増加は続き、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加傾向。
- ➡ 児童虐待相談・通告件数が増加している。
- ➡ 町内会・自治会への加入率は低下傾向、加入していない理由は「特に不便を感じない・必要性を感じない」が一番多い。

第7期計画の主な取組

●地域で活動する仲間を増やす

すぐに活動に関わらなくても、地域で困難を抱えている人たちを支える取組を知ってもらうとともに、興味のある活動や自身の生活の中に取り入れやすい活動から気軽に参加してもらうなど、地域に関心を持ってもらう働きかけを行います。

●包括的な相談・支援機能の充実

困りごとを抱える区民の中でも、自分はまだ支援が必要ではないと認識している人たちについて、日常生活の中で地域や専門機関との接点を増やしていくことで、相談しやすい環境を引き続き整備します。

●地域マネジメントと地域コミュニティの推進

区民の多様なニーズを受け止めながら、さまざまな地域資源をつなげることで、これまで地域活動に参加しづらいと感じていた人にも気軽に参加を促せるような取組を引き続き進めます。



第7期高津区地域福祉計画

基本理念

つながり ひろがれ たかつ

～人と人がつながり 幸せの輪がひろがる 高津区をめざして～

基本目標・基本方針

基本目標 1

区民が主役の
地域づくり

区民一人ひとりが主役となって地域づくりができるように、活動を支えるための健康づくりやつながりの場づくり、担い手の養成や地域活動のための情報提供などの支援を行います。

基本方針

- | | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 生涯を通じた健康づくりを進める | 重点 |
| 2 | つながるきっかけや居場所をつくる | 重点 |
| 3 | 地域活動を支援し担い手を広げる | |
| 4 | 地域情報の活用を進める | |

基本目標 2

区民に寄り添った
福祉サービスの提供

区民一人ひとりが必要な時に適切なサービスを受けられるように、様々な媒体を用いて情報提供を行うほか、支援を必要とする本人だけではなく周りの人の見守りと気づきが相談・支援機関へ結びつくような相談支援体制づくりに取り組みます。

基本方針

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 必要な情報を確実に届ける | 重点 |
| 2 | 相談しやすく支援を受けやすい仕組みをつくる | |

基本目標 3

見守り・安心・安全が
結びつく仕組みづくり

区民一人ひとりが日々の生活を安心して送れるように地域での見守り事業を展開するほか、地域住民と連携して防犯活動、防災活動を充実させ、安心・安全に生活するための取組を進めていきます。

基本方針

- | | |
|---|-------------------|
| 1 | 地域で見守り、支え合う |
| 2 | 誰もが安心して暮らせるまちをつくる |
| 3 | 防犯・防災のまちづくりを進める |

基本目標 4

区民・地域団体・ 行政で支え合う ネットワークづくり

地域福祉の担い手である区民、行政、地域で活動するグループ、事業者、企業などで地域の課題を共有し合い、解決に取り組んでいくための連携を強化します。高津区社会福祉協議会とは引き続き協働し、地域福祉の充実を図ります。

基本方針

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 住み慣れた場所の福祉・医療体制を整える |
| 2 | 区民・地域団体・行政がつながり協力する |

地域の現況と主な生活課題

- ➡人口は年々増加を続けているが、令和 17（2035）年を境に人口は減少に転じる見込みとなっている。
- ➡高齢者の約5人に1人がひとり暮らしであり、この20年で約3倍に増加している。
- ➡年少・生産年齢人口は減少傾向だが、高齢者（特に75歳以上）が増加傾向である。
- ➡第6回川崎市地域福祉実態調査・高津区版では「地域」での生活において問題だと感じていることについて、前回調査と比較し増加幅が高かったのが「地域のつながりに関する問題」と「特に問題だと感じていることはない」で、地域のことに関心がある人とならない人の差が大きくなっている。
- ➡上記調査で行政が取り組むべきことは、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」、「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」が多く挙げられている。

第7期計画の主な取組

●高津公園体操の推進

健康づくり、介護予防、コミュニティづくりのための「高津公園体操」を、町内会・自治会、民生委員児童委員、ヘルスパートナー高津、地域包括支援センター等と連携して、活動の立ち上げや継続を支援するとともに、見守り活動や多世代交流の場として地域への広がりを推進します。



●地域包括ケアシステムの構築に向けた情報提供

市政だより等を活用し、区内で行われている自助や互助の活動やまちのひろば（気軽な居場所）を紹介するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた情報提供の充実を図ります。また、地域で行われている福祉活動についてリレー形式でホームページで紹介する「たかつハートリレー」を実施するほか、地域包括ケアシステム講演会・報告会を開催し、地域活動の活性化を図ります。



第7期宮前区地域福祉計画

基本理念

みんなで広げよう ご近助のわ
 ～「つながる」を育て、安心して暮らせるまちへ～

基本目標・基本方針

基本目標1

ご近助で「つながる」
 地域づくり

一人ひとりの健康づくり・いきがづくりや、近隣の住民同士がつながり、支え合い、助け合うことができる地域づくりのために、安心して参加できる活動・交流の場づくりを、区民、団体、事業者等の多様な主体と連携して進めます。

基本方針

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | みんなで取り組む健康・いきがづくり | |
| 2 | 多様な主体がつながり、支え合う地域づくり | 重点 |
| 3 | 地域活動・交流に向けたきっかけづくり | |
| 4 | ご近助のわを広げる取組の推進 | |

基本目標2

支援に「つながる」
 きっかけづくり

住民が必要な時に適切な福祉サービスやその情報を得られるように、様々な媒体を活用して積極的に情報を発信することで支援につなげます。また、高齢者、障害者、子どもなどの様々な相談に対する支援体制の充実を図ります。

基本方針

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 「知る」を広げる情報発信の充実 | 重点 |
| 2 | 相談支援体制の充実 | |
| 3 | 支援につながる人材・ネットワークづくり | 重点 |
| 4 | 支援が必要な人への見守り、体制づくり | |
| 5 | 虐待への適切な対応の推進 | |

基本目標3

多様な主体が
 「つながる」
 ネットワークづくり

支援を必要とする方々が安心して暮らし続けるために、保健・医療・福祉の分野の連携を進めます。また、区民・団体・事業者・行政等の連携を強化し、課題の解決に取り組むネットワークを構築することで地域力の向上を図ります。

基本方針

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 保健・医療・福祉の連携 | |
| 2 | 区民・団体・事業者・行政のつながりによる地域力の向上 | 重点 |

地域の現況と主な生活課題

- ➡市内で最も年少人口割合が高い区であるが、高齢化率も21.0%となっている。
- ➡年少人口は令和12(2030)年には30,000人を割り込む一方、老年人口は令和32(2050)年まで増加が続くと推計されており、高齢化の急速な進展が予想される。
- ➡高齢者、地域防犯・防災、地域のつながりに関する問題への意識が高い。
- ➡高齢化を背景に、自分の身の回りのことや家族の介護を不安と捉えている。
- ➡社会的不安や孤独、孤立の問題に対して、地域住民による見守り、声かけや日常生活に関わる訪問機会を活かすことが大事であると認識されている。
- ➡保健や福祉に関する情報を得るために、情報へのアクセスのしやすさが望まれている。
- ➡地域福祉を進めるため、「困りごとが言える関係づくり」や「助け合い意識の向上」、情報を共有する地域の場が必要なことが認識されている。
- ➡地域福祉活動に関して、地域住民の関心を高めることや、人材不足の解消と次世代の人材育成をめざすこと、活動団体同士での交流や連携を図るための支援を行うことが必要。
- ➡地域の中の異なる立場の人を理解するために当事者の声を発信する場を作ることや、イベント会場に出向くことのできない住民が何らかの形で参加できるよう、様々な情報提供の方法を活用していくことが大切である。

第7期計画の主な取組

●多様な主体がつながり、支え合う地域づくり

地域の居場所づくりの活動を支援し、地域住民・団体、民生委員児童委員、地域包括支援センター、区社会福祉協議会等の多様な主体がつながり、お互いに支え合う地域づくりを進めます。また、地域住民・団体等の新たなつながりや活動を支援していきます。

●「知る」を広げる情報発信の充実

保健・医療・福祉サービスや相談機関に関する情報を、必要な人がいつでも入手できるよう、様々な媒体を活用して提供していきます。また、地域の情報や取組等を発信し、活動の参加のきっかけや地域のつながり、支え合いの大切さの理解へ広げていきます。

●支援につながる人材・ネットワークづくり

認知症の方を地域で支えるネットワークづくりを進めるとともに、認知症に関する普及啓発や認知症サポーターを養成していきます。また、健康づくり、介護予防、子育て支援ボランティア等の地域福祉活動に関わる人材の育成を進めます。

●区民・団体・事業者・行政のつながりによる地域力の向上

防犯、防災、教育、子育て、高齢者等に関する多様化・複雑化した課題に対応していくため、様々な主体が分野を越えてつながり、顔の見える関係づくりや情報共有を行いながらネットワークを構築し、地域力の向上を図ります。

第7期多摩区地域福祉計画

基本理念 多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区

基本目標・基本方針

基本目標 1

区民一人ひとりが 参加する地域づくり

より多くの区民が、自助・互助の活動に取り組めるように、様々な形で情報発信していきます。また、地域活動の新たな担い手の育成、住民主体で行われている地域活動への支援を通して、活動を活性化し、支えていきます。

基本方針

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 理解と共感を広げる情報発信と場の創出 | 重点 |
| 2 | 地域活動の担い手育成 | |
| 3 | 地域活動への支援 | |

基本目標 2

多世代交流でつながる 地域づくり

同じ地域に暮らす住民同士が、年齢や背景の違いを超えて交流ができるよう、身近な地域でのつながりづくりを進めていきます。また、交流を通じて、住民同士が支え合い自分らしく活躍できる地域づくりをめざします。

基本方針

- | | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 誰もが気軽に参加できる活動・交流の機会づくり | |
| 2 | 身近な地域での支え合い活動の推進 | 重点 |

基本目標 3

見守り・支え合いの ネットワークづくり

一つの制度・分野では解決できない相談を受け止め、包括的な視点で支援を継続していくために、区民・団体・民間・行政の更なる連携を図り、情報共有・連携体制を充実させていきます。

基本方針

- | | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 支援が必要な人への見守り・支え合いの推進 | 重点 |
| 2 | 区民・団体・民間・行政の連携 | |

地域の現況と主な生活課題

- ➡ 令和7（2025）年までに65歳以上の人口の割合が21%を超える超高齢社会が到来し、総人口は令和12（2030）年に人口のピークを迎える見込まれている。
- ➡ 要介護認定者数、障害者数は増加傾向である。
- ➡ 出生数は減少傾向にあり、出生率も平成27（2015）年をピークに低下傾向である。
- ➡ ご近所の方との付き合いは、「あいさつをする程度」が約5割であり、「困った時は当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」と考えている人が最も多い。
- ➡ 「町内会・自治会」、「隣近所」などを、身近な地域が助け合える範囲として考えている人が8割程度となっている。
- ➡ 地域福祉推進のために、市民が取り組むべきこととして、「地域での交流を通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」が約4割となっている。また、行政が取り組むべきこととして、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が5割となっている。

第7期計画の主な取組

●理解と共感を広げる情報発信と場の創出

地域のつながりや支え合いの大切さへの理解・共感を広げ、区民が安心して生活していくために必要な情報を適切に得られるよう、各種媒体を活用した情報発信やイベント等の場を創出していきます。



地域子育て情報 BOOK



パサージュ・たま



認知症サポーター養成講座

●身近な地域での支え合い活動の推進

身近な地域での交流や支え合いの活動を、住民や事業者、関係機関、団体と共に推進します。

●支援が必要な人への見守り・支え合いの推進

一人ひとりの困りごとを見逃さず、必要な情報の提供を行い、サービスにつなげることができるよう、気軽に相談できる体制の充実を図ります。また、区民や民間事業者と連携して、地域での見守り活動を推進します。

あさお福祉計画（第7期麻生区地域福祉計画）

基本理念

みんなで支え合う 福祉のまち麻生
 ～麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして～

基本目標・基本方針

基本目標 1

区民が主役の
地域づくり

様々な生活上の困難に対する支援には、公的制度だけではなく、柔軟で多様なニーズに対応した区民主体による地域活動が必要です。地域活動を担う人材の発掘・育成の仕組みをつくり、その人材の活動を支援することによって、区民が主体的に関わる地域づくりを推進します。

基本方針

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 地域活動の参加につながる取組の推進 | 重点 |
| 2 | 地域活動団体等への活動支援 | |
| 3 | 健康づくり・介護予防事業の推進 | |

基本目標 2

区民本位の
福祉サービスの提供

区民が必要とする福祉サービスを適切に受けるために、利用者のニーズに即した適切な制度や情報が提供できるよう、積極的に情報発信します。また、必要な相談支援を提供できるように行政や関係機関が連携し、適切な支援につなげるための仕組みづくりを進めます。

基本方針

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 保健福祉に関する情報発信の充実 | 重点 |
| 2 | 相談支援に対する専門性の向上と関係機関との連携強化 | |

基本目標 3

「ひと・もの・場」
をつなぐ自助・互助
の仕組みづくり

地域福祉を推進するために、まず、区民一人ひとりが、自らの活動により生活や健康を維持し（自助）、区民と地域活動団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない「互いに助け合う（互助）」の仕組みづくりを進めます。

基本方針

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 認知症にやさしいまちづくりの推進 | 重点 |
| 2 | 地域ぐるみで子育てできる環境づくりの推進 | |
| 3 | 地域活動団体の交流の場づくり | |
| 4 | 災害対応力の向上と防犯対策の強化 | |
| 5 | 地域における見守り力の向上 | 重点 |
| 6 | 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化 | |

地域の現況と主な生活課題

- ➡ 総人口は令和 12（2030）年頃をピークに減少に転じるが、65 歳以上人口はその後増加を続けると推計されている。
- ➡ 令和5（2023）年の高齢化率は7区で最も高く、ひとり暮らし高齢者数も増加傾向にある。
- ➡ 「令和2年市区町村別生命表」によると、男女ともに平均寿命が全国で最も長い。
- ➡ 地域福祉実態調査では、「地域防犯・防災に関する問題」、「高齢者に関する問題」が地域課題として感じられている。
- ➡ 地域での見守りの取組として、「地域住民による見守り訪問、声掛け運動など」が有効であるという回答が最も多い。

第7期計画の主な取組

●地域活動に関わる人材の発掘と育成

地域みまもり支援センターにおけるボランティア養成講座や市民館におけるボランティア研修、「麻生市民交流館やまゆり」における講座・イベント・交流事業、「あさお希望のシナリオプロジェクト」における活動等を通して、地域人材を様々な地域活動へつなげていく取組を進めます。



健康づくりボランティア養成教室

●様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信

市政だより、チラシ・リーフレット、ホームページ、SNS、イベントにおける広報等により、地域の身近な保健福祉等に関する情報を効果的に発信します。

●認知症に関する普及啓発

認知症当事者や家族を見守る地域の応援者である認知症サポーターを養成する講座を開催し、認知症について正しく理解する人を増やします。また、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を推進します。



地域における認知症サポーター養成講座

●地域福祉の担い手による地域情報交換会

民生委員児童委員協議会、町会・自治会、地域包括支援センター、麻生区社会福祉協議会等が地域ケア圏域ごとに集い、情報共有・意見交換の場を設けます。互いの活動内容について理解を深め、相互に顔の見える関係を築くことで地域の支え合いネットワークの強化を図ります。



地域情報交換会

資料編

(1) 第7期川崎市地域福祉計画策定の経過

| 開催日程 | 会議名等 | 主な内容 |
|-------------------------------------|---|---|
| 令和5(2023)年 5月30日(火) | 令和5年度 第1回社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 | <ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員の委嘱 ・専門分科会長の選出 |
| 6月9日(金) | 第2回地域福祉専門分科会 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の取組状況について ・第6回地域福祉実態調査について ・第7期地域福祉計画の策定について |
| 8月3日(木) | 第3回地域福祉専門分科会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第7期地域福祉計画の施策体系について ・2025年以降の当面想定される課題とめざす姿について ・今後の包括的な支援体制づくりについて |
| | 第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会・社会福祉協議会地域福祉活動推進計画策定委員会意見交換会 | <ul style="list-style-type: none"> ・次期地域福祉計画、地域福祉活動推進計画の検討状況について |
| 10月20日(金) | 第4回地域福祉専門分科会 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の評価について ・第7期地域福祉計画素案について |
| 12月1日(金)～ 令和6(2024)年 1月22日(月) | パブリックコメント | 意見募集 |
| 1月14日(日) | 中原区において市民説明会の開催 (第9期いきいき長寿プラン・第5次 かわさきノーマライゼーションプラン 改定版と合同で開催) | 第7期川崎市・各区地域福祉計画(案) の説明、質疑応答 |
| 3月13日(水) | 第5回地域福祉専門分科会 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの主な意見について ・第7期地域福祉計画について |

(2) 川崎市社会福祉審議会条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく川崎市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関すること。
- (2) 身体障害者の福祉に関すること。
- (3) 老人の福祉に関すること。
- (4) 法第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関すること。
- (5) その他社会福祉に関すること（川崎市児童福祉審議会及び川崎市精神保健福祉審議会の所掌事務に属するものを除く。）。

（組織）

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第5条 委員長は、法第10条の規定に基づき会務を総理するほか、審議会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 法第11条第1項の規定に基づく民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、同条第2項の規定に基づき、審議会に次の表左欄に掲げる専門分科会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

| | |
|-----------|--------------|
| 老人福祉専門分科会 | 老人の福祉に関する事項 |
| 地域福祉専門分科会 | 地域福祉計画に関する事項 |

- 2 身体障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員（身体障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会にあっては、臨時委員を含む。第5項において同じ。）の互選により定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。

(中略)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(3) 川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

| 氏名 | 所属 | 区分 | 備考 |
|---------|-------------------------------------|-----------|-----------------------------------|
| ○ 浮岳 堯仁 | 川崎市社会福祉協議会 会長 | 社会福祉事業従事者 | |
| ◎ 小野 敏明 | 田園調布学園大学 名誉教授 (特非)日本地域福祉研究所主任研究員 | 学識経験者 | |
| 菱沼 正文 | 川崎市保護司会協議会 会長 | 社会福祉事業従事者 | |
| 山木 春雄 | 川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事 | 社会福祉事業従事者 | |
| 吉村 直 | 川崎市全町内会連合会 理事 | 社会福祉事業従事者 | |
| 渡部 修治 | 川崎市身体障害者協会 事務局長 | 社会福祉事業従事者 | |
| 佐藤 例藏 | 川崎市老人クラブ連合会 理事長 | 社会福祉事業従事者 | 令和5年7月31日まで |
| 結城 勝彦 | 川崎市老人クラブ連合会 理事長 | 社会福祉事業従事者 | 令和5年8月1日から |
| 黒岩 亮子 | 日本女子大学人間社会学部准教授 | 学識経験者 | 令和5年5月30日～ 令和6年3月31日 (臨時委員) |

◎：分科会長 ○：職務代理者

(敬称略)

(オブザーバー)

| | | |
|----|--------|--------------------------|
| 1 | 北川 直子 | こども未来局総務部企画課長 |
| 2 | 北村 岳人 | まちづくり局総務部企画課長 |
| 3 | 久々津 裕敏 | 健康福祉局地域包括ケア推進室ケアシステム担当課長 |
| 4 | 鈴木 宣子 | 健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当部長 |
| 5 | 砂川 康弘 | 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長 |
| 6 | 関 広文 | 市立看護大学事務局企画調整担当課長 |
| 7 | 豎月 基 | 教育委員会事務局教育政策室企画調整担当課長 |
| 8 | 丹野 睦 | 健康福祉局保健医療政策部健康増進担当課長 |
| 9 | 中村 隆永 | 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長 |
| 10 | 早川 雄大 | 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長 |
| 11 | 平井 恭順 | 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長 |

※事務局 健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当

(4) 市民説明会・パブリックコメント（意見募集）

【高齢・障害・地域福祉計画市民説明会】

第7期川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたっては、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（区計画については、地域福祉計画推進会議等）において検討した計画案について、市民の皆様にご覧いただき、策定した計画を推進していくため、令和6（2024）年1月14日に中原区において説明会を開催いたしました。なお、説明会用資料を市ホームページに掲載することなどにより、情報提供を行いました。

【パブリックコメント（意見募集）】

市民の皆様から幅広く御意見をいただくため、「第7期川崎市・各区地域福祉計画（案）」について、区役所・支所、情報プラザ、市ホームページなどで広く公表し、令和5（2023）年12月1日（金）から令和6（2024）年1月22日（月）までの期間で、パブリックコメントを実施し、21通、50件の御意見をいただきました。

第7期川崎市地域福祉計画

【発行年月】 令和6（2024）年3月発行
【編集・発行】 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044-200-2626
FAX 044-200-3926
E-mail 40keasui@city.kawasaki.jp



第7期川崎市地域福祉計画